

# 別紙資料 1

## 【「起きてはならない最悪の事態」の整理】



## 目次

「起きてはならない最悪の事態」に対応する関係各課一覧 .....	1
「起きてはならない最悪の事態」の整理.....	2
目標1 直接死を最大限防ぐ .....	2
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 .....	2
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 .....	6
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 .....	10
1-4 霧島山の大規模な火山噴火(降灰)・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生 .....	15
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	20
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 .....	20
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 .....	22
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 .....	26
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 .....	29
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 .....	31
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 .....	34
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する .....	38
3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 .....	38
3-2 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 .....	39
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する .....	42
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 .....	42
4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 .....	44
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 .....	45
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない .....	47
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 .....	47
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 .....	49
5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 .....	51
5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響 .....	53
5-5 食料等の安定供給の停滞 .....	55
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる .....	57
6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電施設)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 .....	57

6-2 上水道の長期間にわたる機能停止 .....	58
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 .....	60
6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止 .....	63
 目標7 制御不能な二次災害を発生させない .....	66
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 .....	66
7-2 沿道の建物崩壊による閉塞 .....	70
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出 による多数の死傷者の発生 .....	72
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃 .....	75
7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃 .....	76
 目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する .....	78
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 .....	78
8-2 復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、 より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 .....	80
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態 .....	82
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の 衰退・損失 .....	83
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 .....	84
8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への 甚大な影響 .....	86

## 「起きてはならない最悪の事態」に対応する関係各課一覧

「起きてはならない最悪の事態」に対応する担当課は、以下に示すとおりです。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	担当課															宮崎県	
		総務課	財政課	総合政策課	危機管理課	税務課	商工観光課	建設課	建築住宅課	農林課	生活環境課	市民課	健康管理課	地域医療対策室	福祉事務所	上下水道課	教育政策課	社会教育課
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生				○				○							○		○
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生				○			○									○	
	1-3 突然の又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生				○			○	○					○			○	○
	1-4 霧島山の大規模な火山噴火(降灰)・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生				○			○	○					○			○	○
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止				○										○			
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				○			○								○	○	○
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				○											○		
	2-4 被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺												○					
	2-5 被災地における病疫・感染症等の大規模発生				○					○	○		○		○	○		
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		○	○	○			○			○		○		○	○		
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱				○						○							
	3-2 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○	○													
4 必要不可欠な情報通信機能、情報サービスは確保する	4-1 防災・灾害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止				○	○												
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報を必要な者に伝達できない事態					○												
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				○	○												
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下							○	○									○
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への大きな影響					○		○										
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等																○	
	5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響								○									○
	5-5 食料等の安定供給の停滞					○				○								
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク・発電変電所、送配電施設)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○																
	6-2 上水道の長期間にわたる機能停止															○		
	6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止					○				○	○		○		○	○		
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止				○			○										○
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生					○												○
	7-2 沿道の建物崩壊による閉塞									○								
	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生					○			○	○				○			○	
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃										○						○	
	7-5 農地・森林等の被害による地域の荒廃										○							
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態									○								
	8-2 復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○			○			○		○				○				○
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態							○	○	○								○
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的資産・損失															○		
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○							○								
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響			○				○										

## 「起きてはならない最悪の事態」の整理

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ																											
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生																											
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について(R2))</p> <p>[南海トラフ地震に伴う被害想定] 人的被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th colspan="4">建物倒壊</th> </tr> <tr> <th>死者 (人)</th> <th>(家具倒壊による 死者) (人)</th> <th>負傷者 (人)</th> <th>(家具倒壊による 負傷者) (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 150</td> <td>約 10</td> <td>約 620</td> <td>約 80</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 140</td> <td>約 10</td> <td>約 600</td> <td>約 80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>						シナリオ	季節・時間	建物倒壊				死者 (人)	(家具倒壊による 死者) (人)	負傷者 (人)	(家具倒壊による 負傷者) (人)	想定ケース①	冬 18 時	約 150	約 10	約 620	約 80	想定ケース②	冬 18 時	約 140	約 10	約 600	約 80
シナリオ	季節・時間	建物倒壊																										
		死者 (人)	(家具倒壊による 死者) (人)	負傷者 (人)	(家具倒壊による 負傷者) (人)																							
想定ケース①	冬 18 時	約 150	約 10	約 620	約 80																							
想定ケース②	冬 18 時	約 140	約 10	約 600	約 80																							
(1)建築物の耐震化	(◎建築住宅課)(教育政策課)(危機管理課)※◎:主管課																											
① 脆弱性評価	<p>本市における防災上必要な施設のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認・耐震改修を進めていく必要がある。特に、市役所本庁舎については、昭和 39(1964)年に建設された建物で、耐震性も低いことから、早めの建替えが必要である。</p>																											
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅や市役所、病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上必要な施設における耐震化を進める。(建築住宅課)</li> <li>指定避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。(教育政策課)(危機管理課)</li> </ul>																											
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設環境改善交付金(学校施設の長寿命化改修工事(三財小中、都於郡小、穂北小、穂北中))</li> <li>保育所等整備交付金(園舎改築事業)</li> </ul>																											
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【特定建築物の耐震化率】</td> <td>98%(R1)→100%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>						項目	指標	【特定建築物の耐震化率】	98%(R1)→100%(R6)																		
項目	指標																											
【特定建築物の耐震化率】	98%(R1)→100%(R6)																											

## (2)消防施設・設備の充実

(消防)

### ① 脆弱性評価

大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。(消防)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新事業)
- ・ Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)導入

### ④ 指標

項目	指標
【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)
【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)

## (3)住宅の耐震化の周知・啓発

(建築住宅課)

### ① 脆弱性評価

南海トラフ地震に伴う建物倒壊による死者は最大で約150人と想定されていることから耐震の必要性※について市民へ啓発活動を行っていくとともに、各種支援制度の周知を図っていく必要がある。

※政府の設定目標(令和2(2020)年末)は95.0%であるのに対し、県内の住宅耐震化率は平成26(2014)年度末で77.0%。

### ② 推進方針

- ・ 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。(建築住宅課)
- ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知など、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。(建築住宅課)
- ・ 住宅の耐震化を促進するため住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(建築住宅課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)(住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震化促進事業))

### ④ 指標

項目	指標
【住宅の耐震化率】	74.8%(R1)→85.0%(R6)

#### (4) 地域の防災力向上

(◎消防)(危機管理課)※◎:主管課

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。

また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。

##### ② 推進方針

- ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。(消防)
- ・ 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。(危機管理課)
- ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。(危機管理課)(消防)
- ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 西都市消防団応援の店事業の推進
- ・ 防災士の養成
- ・ 救命講習の実施

##### ④ 指標

項目	指標
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)
【防災士数】	178 人(R1)→250 人(R6)
【救命講習受講者数】	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
【人口千人当たりの消防団員数】	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
【防災訓練の実施回数】	235 回(R1)→240 回(R6)

#### (5) 地区防災計画の策定

(危機管理課)

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めしていく必要がある。

※平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

##### ② 推進方針

- ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 地区防災計画の策定支援

④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0 地区(R1)→6 地区(R6)

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ																											
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生																											
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 人的被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th colspan="2">火災</th> </tr> <tr> <th>死者 (人)</th> <th>負傷者 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>—</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>—</td> <td>約 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>一:わずか</p> <p>[南海トラフ地震に伴う被害想定] 建物被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th>火災</th> </tr> <tr> <th>焼失 (棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>				シナリオ	季節・時間	火災		死者 (人)	負傷者 (人)	想定ケース①	冬 18 時	—	約 10	想定ケース②	冬 18 時	—	約 10	シナリオ	季節・時間	火災	焼失 (棟)	想定ケース①	冬 18 時	約 50	想定ケース②	冬 18 時	約 40
シナリオ	季節・時間	火災																										
		死者 (人)	負傷者 (人)																									
想定ケース①	冬 18 時	—	約 10																									
想定ケース②	冬 18 時	—	約 10																									
シナリオ	季節・時間	火災																										
		焼失 (棟)																										
想定ケース①	冬 18 時	約 50																										
想定ケース②	冬 18 時	約 40																										
(1)避難場所の指定・整備																												
(◎危機管理課)(建設課)※◎:主管課																												
① 脆弱性評価	<p>大地震発生時において、避難者が火災延焼等の災害の危険性がなくなり避難所へ移動するまでの一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者のための居住環境整備に資するスペースについて、今後とも指定及び整備を積極的に行っていく必要がある。</p>																											
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園や学校グラウンド等を指定緊急避難場所としての指定を進め、大規模火災等における延焼遮断や、避難地となる都市公園、緑地等の整備の推進を図る。(危機管理課)(建設課)</li> </ul>																											
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地となる公園・緑地の整備</li> </ul>																											
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【新たな公園・緑地の整備箇所数】</td> <td>1箇所(R6)</td> </tr> </tbody> </table>				項目	指標	【新たな公園・緑地の整備箇所数】	1箇所(R6)																				
項目	指標																											
【新たな公園・緑地の整備箇所数】	1箇所(R6)																											

## (2)消防施設・設備の充実 ※1-1(2)再掲

(消防)

### ① 脆弱性評価

大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。(消防)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新事業)
- ・ Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)導入

### ④ 指標

項目	指標
【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)
【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)

## (3)防火対策の周知・啓発

(消防)

### ① 脆弱性評価

南海トラフ地震に伴う火災による死傷者はわずかであるが、焼失建物は最大で約50棟と想定されている。住宅における火災の予防や初期消火を推進するための火災報知器の設置や地震後の通電火災を防止するための感震ブレーカー設置の必要性を周知・啓発する必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 防火について、防災訓練や広報媒体を通じて住民への周知・啓発を行う。(消防)
- ・ 住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進するため、市民に対する啓発活動を行う。(消防)
- ・ 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を市民に啓発する。(消防)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 住宅用火災警報器の設置促進
- ・ 感震ブレーカーの普及促進

### ④ 指標

項目	指標
【住宅用火災警報器の設置率】	80.1%(R1)→85.0%(R6)
【住宅用火災警報器の条例適合率】	70.2%(R1)→75.0%(R6)

#### (4) 地域の防災力向上 ※1-1(4)再掲

(◎消防)(危機管理課)※◎:主管課

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。

また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。

##### ② 推進方針

- ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。(消防)
- ・ 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。(危機管理課)
- ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。(危機管理課)(消防)
- ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 西都市消防団応援の店事業の推進
- ・ 防災士の養成
- ・ 救命講習の実施

##### ④ 指標

項目	指標
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)
【防災士数】	178 人(R1)→250 人(R6)
【救命講習受講者数】	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
【人口千人当たりの消防団員数】	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
【防災訓練の実施回数】	235 回(R1)→240 回(R6)

#### (5) 地区防災計画の策定 ※1-1(5)再掲

(危機管理課)

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めしていく必要がある。

※平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

##### ② 推進方針

- ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 地区防災計画の策定支援

④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0 地区(R1)→6 地区(R6)

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ								
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生								
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:一ツ瀬川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模))</p> <p>[一ツ瀬川水系洪水浸水想定区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模 市街地の浸水深は概ね 3~5m未満程度</li> <li>[庄手(2号)庄手(3号)ため池]</li> <li>・想定規模 市街地の浸水深は最大で 2m未満程度</li> <li>[その他想定]</li> <li>・建物、住宅地、農地等への浸水</li> </ul>								
(1)河川改修等による災害対策									
(◎建設課)(農林課)(宮崎県)※◎:主管課									
① 脆弱性評価									
<p>本市は、過去において台風及び集中豪雨による多くの災害を記録し、その都度多大な被害をこうむってきた。近年では平成 17(2005)年 9月 5~6 日にかけて襲来した台風 14 号により一ツ瀬川、三財川、三納川周辺の市街地、田畠が浸水し多数の被害が発生している。また、庄手 2 号ため池は平成 30(2018)年 9 月 29 ~30 日にかけての台風 24 号の影響により、堤体が決壊し、市街地の一部が浸水する被害を出しており、今後は、洪水等による浸水被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携した河川整備や排水対策の継続的な推進が必要である。</p> <p>さらに、浸水被害の危険性の高いハザードエリアに対しては開発を抑制し、移転を促進するなど対策を講じる必要がある。</p>									
② 推進方針									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害の軽減に向けて、関係機関とともに一ツ瀬川の河川整備やため池整備、排水対策等を継続的に推進する。(建設課)(農林課)(宮崎県)</li> <li>・ 立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。(建設課)</li> </ul>									
③ 主な施策・事業(令和元年時点)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村地域防災減災事業</li> <li>・ 農業水路等長寿命化防災減災事業</li> </ul>									
④ 指標									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【ため池の耐震化】</td> <td>0箇所(R1)→1箇所(R6)</td> </tr> <tr> <td>【一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)】</td> <td>L=145m、V=37,200m<sup>3</sup>(R1) →整備推進(R6)</td> </tr> <tr> <td>【三財川の改修(堤防補強・河道掘削)】</td> <td>L=1,240m、V=67,000m<sup>3</sup>(R1) →整備推進(R6)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	指標	【ため池の耐震化】	0箇所(R1)→1箇所(R6)	【一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)】	L=145m、V=37,200m <sup>3</sup> (R1) →整備推進(R6)	【三財川の改修(堤防補強・河道掘削)】	L=1,240m、V=67,000m <sup>3</sup> (R1) →整備推進(R6)
項目	指標								
【ため池の耐震化】	0箇所(R1)→1箇所(R6)								
【一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)】	L=145m、V=37,200m <sup>3</sup> (R1) →整備推進(R6)								
【三財川の改修(堤防補強・河道掘削)】	L=1,240m、V=67,000m <sup>3</sup> (R1) →整備推進(R6)								

## (2)避難勧告・避難指示の的確な運用

(危機管理課)

### ① 脆弱性評価

避難勧告等の発令の遅れによる河川の洪水氾濫や土砂災害等に伴う人的被害を発生させないため、災害の種別により明確な発令判断基準を設定し、適切な運用を図ることが必要である。

### ② 推進方針

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の発令基準を災害の種別により設定し、的確な運用を行う。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

—

### ④ 指標

項目	指標
【タイムラインの策定】	実施済

## (3)防災マップの策定・周知

(◎危機管理課)(建設課)(農林課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

災害発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合、市民に対し迅速かつ的確な情報伝達を図るために、防災マップやため池ハザードマップを活用した災害危険箇所や適切な避難先、避難手段等の周知を行っていく必要がある。また、作成した防災マップ等について定期的な更新を行う必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 市民等への防災マップの周知を徹底するとともに、定期的な防災マップ※の見直しと、その内容の充実を図る。(危機管理課)(建設課)  
※防災マップとして、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップをまとめている。
- ・ 市民等へのため池ハザードマップの周知を徹底するとともに、定期的な見直しを図る。(農林課)(危機管理課)
- ・ 市民等への山地災害危険地区の周知を図るとともに、県と連携して適切に見直しを行う。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 防災マップの見直し

※現在の防災マップは、平成 28(2016)年 7 月に作成

- ・ ため池ハザードマップの見直し

※現在のため池ハザードマップは、平成 27(2015)年 3 月作成

### ④ 指標

項目	指標
【防災マップの見直し】	実施済(R1)
【ため池決壊時の浸水想定区域の公表】	31 箇所(R3)

#### (4)避難行動要支援者等への対応

(◎福祉事務所)(危機管理課)※◎:主管課

##### ① 脆弱性評価

災害時に一般の人と同じように避難行動を行うことができない避難行動要支援者については、地域主体による避難支援体制を確保するため、あらかじめ名簿情報を整備しておく必要がある。

本市の浸水想定区域内における要配慮者利用施設としては、老人福祉施設等 12 施設、認定こども園 3 施設、保育所等 9 施設、医療機関 8 施設が指定されている。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設としては、学校等 6 施設が指定されている。これらの施設については、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、水害に備えた対応が必要である。

##### ② 推進方針

- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、西都市個人情報保護条例及び要支援者本人の同意に基づき実施する。(福祉事務所)
- 避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する。(福祉事務所)
- 要配慮者利用施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促す。(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

##### ④ 指標

項目	指標
【避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供】	実施(R2)
【要配慮者利用施設における避難確保計画の策定】	12 施設(R1)→38 施設(R6)

#### (5)多様な伝達手段の活用

(危機管理課)

##### ① 脆弱性評価

災害等※の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。

※国民保護事案も含む。

##### ② 推進方針

- 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。(危機管理課)
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。(危機管理課)
- 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 防災情報メールや緊急速報メールの配信

④ 指標

項目	指標
【防災・防犯メールの登録者数】	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)

(6)地域の防災力向上

(◎危機管理課)(消防)※◎:主管課

① 脆弱性評価

大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。

また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。

② 推進方針

- 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。(危機管理課)
- 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。(危機管理課)(消防)
- 風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について市民への啓発を行う。(危機管理課)(消防)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 防災士の養成
- 救命講習の実施

④ 指標

項目	指標
【防災士数】	178 人(R1)→250 人(R6)
【救命講習受講者数】	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)

(7)地区防災計画の策定 ※1-1(5)再掲

(危機管理課)

① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めていく必要がある。

※平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

② 推進方針

- 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 地区防災計画の策定支援

④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0 地区(R1)→6 地区(R6)

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ						
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	4 霧島山の大規模な火山噴火(降灰)・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生						
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:地域防災計画、p284)            霧島山の火山噴火に伴う降灰 20cm未満(出典:霧島山火山防災マップ)            土砂災害危険箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td><td>218 区域</td></tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td><td>178 区域</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	土砂災害警戒区域	218 区域	土砂災害特別警戒区域	178 区域
項目	指標						
土砂災害警戒区域	218 区域						
土砂災害特別警戒区域	178 区域						
(1)土砂災害対策							
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課							
① 脆弱性評価	<p>火山災害に関しては、霧島山の噴火に伴う降灰の影響が想定される。</p> <p>また、土砂災害に関しては、土砂災害危険箇所に対して、土砂災害警戒区域(土石流)82 区域、土砂災害警戒区域(急傾斜)136 区域、土砂災害特別警戒区域(土石流)45 区域、土砂災害特別警戒区域(急傾斜)133 区域となっている。このような土砂災害危険の恐れのある区域については区域指定後速やかに土砂災害の防止に向けた対策を実施していく必要がある。</p> <p>さらに、土砂災害の危険性の高いハザードエリアに対しては開発を抑制し、移転を促進するなど対策を講じる必要がある。</p>						
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止施設による土砂災害対策を行う。(建設課)(宮崎県)</li> <li>立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。(建設課)</li> </ul>						
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・安全交付金</li> <li>県単補助治山事業(自然災害防止治山事業)</li> <li>県単補助治山事業(県単集落防災事業)</li> <li>辺地債道路改良事業</li> <li>地方創生道整備推進交付金事業</li> <li>森林環境保全整備事業(林業生産基盤整備道改良事業)</li> <li>森林環境保全整備事業(森林資源循環利用林道整備事業)</li> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) (征矢抜地区(急傾斜)の整備)</li> <li>農山漁村地域整備交付金事業</li> <li>治山事業(補助)</li> </ul>						
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【征矢抜地区(急傾斜)の整備】</td><td>未整備(R1)→整備(R4)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【征矢抜地区(急傾斜)の整備】	未整備(R1)→整備(R4)		
項目	指標						
【征矢抜地区(急傾斜)の整備】	未整備(R1)→整備(R4)						

## (2)山地災害対策

(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

山地災害については、斜面の崩壊等による直接被害のほか、道路等の寸断による集落の孤立といった間接的な被害も想定されることから、直接・間接被害の軽減に向けて引き続き治山施設の整備を行っていくことが必要である。

### ② 推進方針

- ・ 治山事業等による集落の防災面の整備を推進するとともに、災害時のう回路となる林道などの整備を進める。(建設課)(宮崎県)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 県単補助治山事業(自然災害防止治山事業)

## (3)避難勧告・避難指示の的確な運用 ※1-3(2)再掲

(危機管理課)

### ① 脆弱性評価

避難勧告等の発令の遅れによる河川の洪水氾濫や土砂災害等に伴う人的被害を発生させないため、災害の種別により明確な発令判断基準を設定し、適切な運用を図ることが必要である。

### ② 推進方針

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の発令基準を災害の種別により設定し、的確な運用を行う。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

—

### ④ 指標

項目	指標
【タイムラインの策定】	実施済

## (4)防災マップの策定・周知 ※1-3(3)再掲

(◎危機管理課)(建設課)(農林課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

災害発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合、市民に対し迅速かつ的確な情報伝達を図るために、防災マップやため池ハザードマップを活用した災害危険箇所や適切な避難先、避難手段等の周知を行っていく必要がある。また、作成した防災マップ等について定期的な更新を行う必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 市民等への防災マップの周知を徹底するとともに、定期的な防災マップ※の見直しと、その内容の充実を図る。(危機管理課)(建設課)  
※防災マップとして、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップをまとめている。
- ・ 市民等へのため池ハザードマップの周知を徹底するとともに、定期的な見直しを図る。(農林課)(危機管理課)

- ・市民等への山地災害危険地区の周知を図るとともに、県と連携して適切に見直しを行う。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・防災マップの見直し  
※現在の防災マップは、平成28(2016)年7月に作成

- ・ため池ハザードマップの見直し  
※現在のため池ハザードマップは、平成27(2015)年3月作成

④ 指標

項目	指標
【防災マップの見直し】	実施済(R1)
【ため池決壊時の浸水想定区域の公表】	31箇所(R3)

(5)避難行動要支援者等への対応 ※1-3(4)再掲

(◎福祉事務所)(危機管理課)※◎:主管課

① 脆弱性評価

災害時に一般の人と同じように避難行動を行うことができない避難行動要支援者については、地域主体による避難支援体制を確保するため、あらかじめ名簿情報を整備しておく必要がある。

本市の浸水想定区域内における要配慮者利用施設としては、老人福祉施設等12施設、認定こども園3施設、保育所等9施設、医療機関8施設が指定されている。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設としては、学校等6施設が指定されている。これらの施設については、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、水害に備えた対応が必要である。

② 推進方針

- ・平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、西都市個人情報保護条例及び要支援者本人の同意に基づき実施する。(福祉事務所)
- ・避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する。(福祉事務所)
- ・要配慮者利用施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促す。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

④ 指標

項目	指標
【避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供】	実施(R2)
【要配慮者利用施設における避難確保計画の策定】	12施設(R1)→38施設(R6)

## (6)多様な伝達手段の活用 ※1-3(5)再掲

(危機管理課)

### ① 脆弱性評価

災害等※の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。

※国民保護事案も含む。

### ② 推進方針

- ・ 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。(危機管理課)
- ・ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。(危機管理課)
- ・ 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 防災情報メールや緊急速報メールの配信

### ④ 指標

項目	指標
【防災・防犯メールの登録者数】	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)

## (7)地域の防災力向上 ※1-1(4)再掲

(◎消防)(危機管理課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。

また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。

### ② 推進方針

- ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。(消防)
- ・ 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。(危機管理課)
- ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。(危機管理課)(消防)
- ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 西都市消防団応援の店事業の推進
- ・ 防災士の養成
- ・ 救命講習の実施

④ 指標

項目	指標
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)
【防災土数】	178 人(R1)→250 人(R6)
【救命講習受講者数】	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
【人口千人当たりの消防団員数】	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
【防災訓練の実施回数】	235 回(R1)→240 回(R6)

(8)地区防災計画の策定 ※1-1(5)再掲

(危機管理課)

① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めていく必要がある。

※平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

② 推進方針

- ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 地区防災計画の策定支援

④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0 地区(R1)→6 地区(R6)

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する																																							
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止																																							
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 需要量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th><th colspan="3">被災 1 日後</th><th colspan="3">被災 1 週間後</th><th colspan="3">被災 1 ヶ月後</th></tr> <tr> <th>食料 (約食)</th><th>飲料水 (約㍑)</th><th>毛布 (約枚)</th><th>食料 (約食)</th><th>飲料水 (約㍑)</th><th>毛布 (約枚)</th><th>食料 (約食)</th><th>飲料水 (約㍑)</th><th>毛布 (約枚)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定 ケース①</td><td>20,000</td><td>78,000</td><td>11,000</td><td>24,000</td><td>64,000</td><td>9,300</td><td>16,000</td><td>22,000</td><td>5,600</td></tr> <tr> <td>想定 ケース②</td><td>19,000</td><td>78,000</td><td>11,000</td><td>24,000</td><td>63,000</td><td>9,000</td><td>15,000</td><td>21,000</td><td>5,400</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後			食料 (約食)	飲料水 (約㍑)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約㍑)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約㍑)	毛布 (約枚)	想定 ケース①	20,000	78,000	11,000	24,000	64,000	9,300	16,000	22,000	5,600	想定 ケース②	19,000	78,000	11,000	24,000	63,000	9,000	15,000	21,000	5,400
シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後																																	
	食料 (約食)	飲料水 (約㍑)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約㍑)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約㍑)	毛布 (約枚)																															
想定 ケース①	20,000	78,000	11,000	24,000	64,000	9,300	16,000	22,000	5,600																															
想定 ケース②	19,000	78,000	11,000	24,000	63,000	9,000	15,000	21,000	5,400																															
(1)上水道施設の耐震化																																								
(上下水道課)																																								
① 脆弱性評価																																								
<p>本市の水源は現在地下水を利用しているため、良質な水を効率よく安定的に供給している。今後とも、安定給水と施設の安全性の向上を目指していくためには、老朽化しつつある施設・管路の更新、地震等の災害対策を推進していく必要がある。</p>																																								
② 推進方針																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道施設について、老朽施設の更新等とともに、施設の耐震化や危機管理体制の強化など災害に強い水道システムの構築を推進する。(上下水道課)</li> </ul>																																								
③ 主な施策・事業(令和元年時点)																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い水道システムの構築</li> </ul>																																								
④ 指標																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【上水道の耐震適合率】</td><td>7.0% (R1) → 19.0% (R6)</td></tr> </tbody> </table>		項目	指標	【上水道の耐震適合率】	7.0% (R1) → 19.0% (R6)																																			
項目	指標																																							
【上水道の耐震適合率】	7.0% (R1) → 19.0% (R6)																																							
(2)食料や生活必需品の備蓄																																								
(危機管理課)																																								
① 脆弱性評価																																								
<p>大規模災害時には大量の物資が必要となることから、国からのプッシュ支援を受けられるまでの間に必要な備蓄を市として計画的に進めていくことが必要である。</p>																																								
<p>また、大規模災害時には行政による各種生活支援等が即座には行き渡らない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進しておく必要がある。</p>																																								

② 推進方針

- ・ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。(危機管理課)
- ・ 市(避難所を含む)において、宮崎県備蓄基本指針を目標として計画的な備蓄を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 備蓄指針の運用
- ・ 計画的な備蓄の推進

④ 指標

項目	指標
【県の備蓄指針を基準とし策定】	策定済(H29)
【市の備蓄率】	60.0%(R1)→100%(R6)

(3)物資確保に向けた連携体制の構築

(危機管理課)

① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政だけでは物資の確保や搬送等が困難なケースも想定されることから、必要となる物資を円滑に受け入れ、避難所等へ搬送することができる体制を構築しておく必要がある。

② 推進方針

- ・ 策定した受援計画に基づき、支援物資の円滑な受入れや搬送を可能とする体制を構築する。(危機管理課)
- ・ 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等との間で物資調達・供給確保のための協定締結を進める。(危機管理課)

※民間事業者等との協定としては、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社(災害時における応援物資提供に関する協定)、サントリービバレッジサービス株式会社(緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定)などがある。

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 西都市災害時受援計画の運用
- ・ 物資の搬送に係る民間事業者等との協定締結

④ 指標

項目	指標
【西都市災害時受援計画の策定】	策定済(R1)
【物資の搬送に係る民間事業者等との協定締結数】	0件(R1)→2件(R6)

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 孤立集落</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シナリオ</th><th>総数 (箇所)</th><th>農業集落 (箇所)</th><th>漁業集落 (箇所)</th><th>計 (箇所)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td><td>16</td><td>8</td><td>0</td><td>8</td></tr> <tr> <td>想定ケース②</td><td>16</td><td>8</td><td>0</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース  ※2 孤立集落の箇所数:「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査内閣府平成 22 年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象(総数には農業集落、漁業集落以外を含む)</p>	シナリオ	総数 (箇所)	農業集落 (箇所)	漁業集落 (箇所)	計 (箇所)	想定ケース①	16	8	0	8	想定ケース②	16	8	0	8
シナリオ	総数 (箇所)	農業集落 (箇所)	漁業集落 (箇所)	計 (箇所)												
想定ケース①	16	8	0	8												
想定ケース②	16	8	0	8												
(1)孤立化の発生抑制																
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課																
<p>① 脆弱性評価</p> <p>南海トラフ地震による揺れ等に伴い発生する孤立集落数は、農業集落において 8 集落と想定されている(市域での箇所数の合計は 16)。これらの集落の長期にわたる孤立化を防ぐために、必要な治山事業や避難路あるいは代替輸送路を確保する必要がある。</p>																
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山事業等による集落の防災面の整備を推進するとともに、災害時のう回路となる市道・林道などの整備を進める。(建設課)(宮崎県)</li> </ul>																
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県単補助治山事業(自然災害防止治山事業)</li> <li>・ 県単補助治山事業(県単集落防災事業)</li> <li>・ 辺地債道路改良事業</li> <li>・ 地方創生道整備推進交付金事業</li> <li>・ 森林環境保全整備事業(林業生産基盤整備道改良事業)</li> <li>・ 森林環境保全整備事業(森林資源循環利用林道整備事業)</li> <li>・ 電源立地地域対策交付金事業</li> <li>・ 農山漁村地域整備交付金事業</li> <li>・ 治山事業(補助)</li> </ul>																

④ 指標

項目	指標
【林道舗装率】	84.0%(R1)→88.0%(R6)

(2)食料や生活必需品の備蓄

(危機管理課)

① 脆弱性評価

大規模災害時には大量の物資が必要となることから、国からのプッシュ支援を受けられるまでの間に必要な備蓄を市として計画的に進めていくことが必要である。

また、大規模災害時には行政による各種生活支援等が即座には行き渡らない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進しておく必要がある。

② 推進方針

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 備蓄指針の運用

④ 指標

項目	指標
【県の備蓄指針を基準として策定】	策定済(H29)

(3)戸別受信機の配布

(危機管理課)

① 脆弱性評価

防災行政無線の不感地域や携帯電話の電波の入りにくい地域においては、避難情報等を迅速・確実に伝達できないことや、各種の支援情報の伝達の遅れが懸念されるため、各世帯に対して信頼性の高い情報伝達手段の整備を行っていく必要がある。

② 推進方針

- 防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオの配布を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 戸別受信機及び防災ラジオの配布

④ 指標

項目	指標
【戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数】	8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)

#### (4)緊急時ヘリコプター離着陸場の設定

(◎危機管理課)(消防)※◎:主管課

##### ① 脆弱性評価

大規模災害による道路網の寸断により孤立可能性のある集落等に対する救急救助活動、救援物資搬送等の迅速化を図るため、緊急時のヘリコプター離着陸場を確保することが必要である。

##### ② 推進方針

- ・ 孤立等の想定される地域に対して空からのアクセスが可能となるよう、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場となる地点を最低 2箇所以上設定しておく。(危機管理課)(消防)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定

##### ④ 指標

項目	指標
【緊急時ヘリコプター離着陸場の指定数】	25箇所(R1)→26箇所(R6)

#### (5)関係機関との連携強化(協定の締結等)

(◎建設課)(危機管理課)※◎:主管課

##### ① 脆弱性評価

集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模な災害を想定した迅速な道路啓開の具体的な方法等について関係機関との連携体制を強化する必要がある。

##### ② 推進方針

- ・ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。(建設課)(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 関係機関と連携した協定に基づく訓練の実施

※ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開に関する関係機関との協定としては、九州電力株式会社高鍋配電事業所との協定を締結済み。

##### ④ 指標

項目	指標
【協定に基づく訓練の実施回数】	1回(R1)→1回(R6)

#### (6)地区防災計画の策定 ※1-1(5)再掲

(危機管理課)

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めていく必要がある。

※平成25(2013)年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

② 推進方針

- ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進め  
る。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 地区防災計画の策定支援

④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0 地区(R1)→6 地区(R6)

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 要救助者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th colspan="3">揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)</th> </tr> <tr> <th>冬深夜</th> <th>夏 12 時</th> <th>冬 18 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 640</td> <td>約 300</td> <td>約 440</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 620</td> <td>約 300</td> <td>約 430</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	想定ケース①	約 640	約 300	約 440	想定ケース②	約 620	約 300	約 430
シナリオ	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)															
	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時													
想定ケース①	約 640	約 300	約 440													
想定ケース②	約 620	約 300	約 430													
(1)消防施設・設備の充実	※1-1(2)再掲															
(消防)																
① 脆弱性評価	大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。(消防)</li> </ul>															
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊設備整備費補助金(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新事業)</li> <li>Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)導入</li> </ul>															
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】</td> <td>0%(R1)→100%(R6)</td> </tr> <tr> <td>【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】</td> <td>0%(R1)→100%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)	【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)									
項目	指標															
【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)															
【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)															
(2)広域的な消防体制の確立																
(消防)																
① 脆弱性評価	南海トラフ地震において、揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数は最大で約 640 人と想定されている。要救助者を含め被災者に対し救助・救急活動を迅速に行っていくためには、周辺の非被災自治体との連携による広域的な消防体制の強化を図る必要がある。															

## ② 推進方針

- 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき広域的な消防体制の確立を図る。(消防)

## ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 応援協定の締結
- 宮崎県消防相互応援協定
- 緊急消防援助隊

## ④ 指標

項目	指標
【新たな協定締結団体数】	0 団体(R1)→1 団体(R6)

## (3)地域の防災力向上 ※1-1(4)再掲

(◎消防)(危機管理課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。

また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。

### ② 推進方針

- 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。(消防)
- 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。(危機管理課)
- 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。(危機管理課)(消防)
- 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 西都市消防団応援の店事業の推進
- 防災士の養成
- 救命講習の実施

### ④ 指標

項目	指標
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)
【防災士数】	178 人(R1)→250 人(R6)
【救命講習受講者数】	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
【人口千人当たりの消防団員数】	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
【防災訓練の実施回数】	235 回(R1)→240 回(R6)

#### (4)地区防災計画の策定 ※1-1(5)再掲

(危機管理課)

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めていく必要がある。

※平成25(2013)年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

##### ② 推進方針

- ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 地区防災計画の策定支援

##### ④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0地区(R1)→6地区(R6)

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する																																
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺																																
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 医療機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th colspan="3">人的の被害</th> <th rowspan="2">要転院 患者数 (人)</th> <th colspan="2">医療需要</th> </tr> <tr> <th>死者 (人)</th> <th>負傷者 (人)</th> <th>重傷者 (人)</th> <th>要入院 (人)</th> <th>要外来 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 200</td> <td>約 810</td> <td>約 460</td> <td>約 120</td> <td>約 600</td> <td>約 350</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 190</td> <td>約 790</td> <td>約 450</td> <td>約 120</td> <td>約 590</td> <td>約 350</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>							シナリオ	人的の被害			要転院 患者数 (人)	医療需要		死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	要入院 (人)	要外来 (人)	想定ケース①	約 200	約 810	約 460	約 120	約 600	約 350	想定ケース②	約 190	約 790	約 450	約 120	約 590	約 350
シナリオ	人的の被害			要転院 患者数 (人)	医療需要																												
	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)																											
想定ケース①	約 200	約 810	約 460	約 120	約 600	約 350																											
想定ケース②	約 190	約 790	約 450	約 120	約 590	約 350																											
(1)医療施設の耐震化	(地域医療対策室)																																
① 脆弱性評価	<p>本市における 2 つの診療所については、新耐震基準に準じた建物である。一方、地域災害拠点病院である地方独立行政法人西都児湯医療センターについては、平成 30(2018)年度に耐震補強工事を完了した。</p>																																
(2)医療施設・設備の充実	(地域医療対策室)																																
① 脆弱性評価	<p>病院機能を維持していくために、大規模災害時の業務継続を念頭に置いた非常用電源や受水槽の整備などの対策をあらかじめ講じておくことが必要である。</p>																																
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域災害拠点病院として指定されている地方独立行政法人西都児湯医療センターの施設整備に合わせ、非常用電源や受水槽の整備を行う。(地域医療対策室)</li> </ul>																																
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方独立行政法人西都児湯医療センターの施設整備に合わせた防災機能の強化</li> </ul>																																
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画の策定】</td> <td>実施(R2)</td> </tr> </tbody> </table>							項目	指標	【地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画の策定】	実施(R2)																						
項目	指標																																
【地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画の策定】	実施(R2)																																

### (3)医療施設 BCP の策定

(地域医療対策室)

#### ① 脆弱性評価

南海トラフ地震に伴い、最大で死者約 200 人、負傷者約 810 人、重傷者約 460 人と想定されている。大規模災害時においても病院機能を継続するとともに、被災者を含めたすべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して、継ぎ目無く円滑に行うことの目的に、平成 29(2017)年度に業務継続計画(BCP)を策定した。

#### ② 推進方針

- ・ 大規模災害時においても、病院機能を継続するため、医療施設 BCP の的確な運用を図る。(地域医療対策室)

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

—

#### ④ 指標

項目	指標
【西都児湯医療センターにおける病院 BCP の策定】	実施済(H29)

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
【被害想定等】	【被害想定等】(地域防災計画、p109) ・感染症が蔓延する
(1) 農業集落排水施設の老朽化対策	
(◎農林課)(上下水道課)※◎:主管課	
① 脆弱性評価	
農業集落排水事業は、都市計画区域外の農業集落を主対象として平成4(1992)年に着手し、黒生野・三財川南・岩崎の3地区で供用開始している。今後は、機能診断の結果を踏まえて、施設の改修を行っていく必要がある。	
② 推進方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設について、老朽化に伴う改修工事等を推進する。(農林課)(上下水道課) ※農業集落排水施設の機能診断は実施済。</li> <li>黒生野地区は、公共下水道への接続についての検討を行う必要がある。(農林課)(上下水道課)</li> </ul>	
③ 主な施策・事業(令和3年時点)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>農山漁村地域整備交付金事業(農業集落排水施設の老朽化対策)</li> <li>農村整備事業</li> </ul>	
(2) 感染症予防対策の推進	
(◎健康管理課)(危機管理課)※◎:主管課	
① 脆弱性評価	
避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し、感染症の発生を防止するとともに感染症に対する市民への周知や体制を構築しておく必要がある。	
② 推進方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。(健康管理課)</li> <li>平成30(2018)年7月以降、風しんの患者数が増加しているが、患者の中心は30代から50代の男性である。これは、風しんの予防接種の機会を与えられなかった昭和37(1962)年4月2日から昭和54(1979)年4月1日までの間に生まれた男性を中心に風しんの抗体を持たない者が一定数存在していることが理由である。このため、上記期間に生まれた男性に対し、抗体検査を無料で実施し、十分な量の抗体がないことが判明した者に無料で定期接種を行う追加的対策を実施する。(健康管理課)</li> <li>避難所開設時に必要な消毒液及びマスク等の備蓄を行う。(危機管理課)</li> </ul>	
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への健康診断の実施</li> <li>市民への予防接種の実施</li> <li>昭和37(1962)年4月2日から昭和54(1979)年4月1日までの間に生まれた男性への風しんに関する追加的対策を実施</li> </ul>	

④ 指標

項目	指標
【予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率】	100%(R6)

(3)衛生・防疫体制の確立

(◎危機管理課)(福祉事務所)(健康管理課)※◎:主管課

① 脆弱性評価

避難所において感染症の拡大を防ぐため、避難所における防疫措置の徹底を図るための体制を確立しておく必要がある。

② 推進方針

- ・ 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。(福祉事務所)(危機管理課)
- ・ 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレや段ボールベッド等を備蓄する。(危機管理課)
- ・ 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。(健康管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 避難所運営マニュアルの策定
- ・ 簡易トイレの備蓄
- ・ 段ボールベッド等の配備

④ 指標

項目	指標
【「避難所運営マニュアル」の策定】	策定(R2)
【市における簡易トイレ備蓄数】	12,200 回分(R1)→35,000 回分(R6)
【段ボールベッド等の配備】	10 個(R1)→100 個(R6)

(4)下水道 BCP の策定・下水道施設の老朽化対策

(◎上下水道課)(生活環境課)※◎:主管課

① 脆弱性評価

下水道施設の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道 BCP に基づく防災訓練を実施する必要がある。

公共下水道事業は、平成 2 年に西都市浄化センターが供用開始している。今後は、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を行っていく必要がある。

② 推進方針

- ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道 BCP に基づく訓練を行う。(上下水道課)
- ・ 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新を実施する。(上下水道課)
- ・ 終末処理場において、し尿・浄化槽汚泥の受入施設整備を検討する。(上下水道課)(生活環境課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 下水道 BCP の運用
- ・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（下水道施設の老朽化対策）
- ・ 地方創生整備推進交付金(終末処理場における、し尿・浄化槽汚泥受入施設整備)

④ 指標

項目	指標
【下水道 BCP の策定】	策定済(R1)
【下水道 BCP に基づく訓練】	年に 1 回実施

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する																																							
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生																																							
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 要配慮者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th><th colspan="3">被災 1 日後</th><th colspan="3">被災 1 週間後</th><th colspan="3">被災 1 ヶ月後</th></tr> <tr> <th>避難者 (約 人)</th><th>避難所</th><th>避難所外</th><th>避難者 (約 人)</th><th>避難所</th><th>避難所外</th><th>避難者 (約 人)</th><th>避難所</th><th>避難所外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定 ケース①</td><td>2,400</td><td>1,400</td><td>960</td><td>3,500</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td>3,700</td><td>1,100</td><td>2,600</td></tr> <tr> <td>想定 ケース②</td><td>2,300</td><td>1,400</td><td>930</td><td>3,400</td><td>1,700</td><td>1,700</td><td>3,700</td><td>1,100</td><td>2,600</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後			避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	想定 ケース①	2,400	1,400	960	3,500	1,800	1,800	3,700	1,100	2,600	想定 ケース②	2,300	1,400	930	3,400	1,700	1,700	3,700	1,100	2,600
シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後																																	
	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外																															
想定 ケース①	2,400	1,400	960	3,500	1,800	1,800	3,700	1,100	2,600																															
想定 ケース②	2,300	1,400	930	3,400	1,700	1,700	3,700	1,100	2,600																															
(1)避難所の耐震化																																								
(◎危機管理課)(教育政策課)(建築住宅課)※◎:主管課																																								
<p>① 脆弱性評価</p> <p>本市における避難所のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認・耐震改修を進め指定避難所としての機能を確保する必要がある。</p>																																								
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。(教育政策課)(危機管理課)</li> <li>・ 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。(危機管理課)(建築住宅課)</li> </ul>																																								
(2)被災者台帳システムの導入																																								
(◎危機管理課)(市民課)※◎:主管課																																								
<p>① 脆弱性評価</p> <p>被災者支援を滞りなく円滑に行うため、家屋の被災状況や各種支援の利用状況等を一元的に管理する被災者台帳システムの導入を行う必要がある。</p>																																								
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図る。(市民課)(危機管理課)</li> </ul>																																								
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者台帳システムの導入</li> </ul>																																								
<p>④ 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【被災者台帳システムの導入】</td><td>代替えシステム等の導入(R6)</td></tr> </tbody> </table>		項目	指標	【被災者台帳システムの導入】	代替えシステム等の導入(R6)																																			
項目	指標																																							
【被災者台帳システムの導入】	代替えシステム等の導入(R6)																																							

### (3)仮設住宅の用地確保

(◎財政課)(建築住宅課)※◎:主管課

#### ① 脆弱性評価

被災者の生活拠点を早急に確保するため、あらかじめ大規模災害時における仮設住宅の用地確保(候補地の選定)を行っておく必要がある。

#### ② 推進方針

- ・ 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。(財政課)(建築住宅課)

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 仮設住宅の用地確保(候補地の選定)の推進

#### ④ 指標

項目	指標
【仮設住宅の用地確保(候補地の選定)数】	23箇所(R1)→35箇所(R6)

### (4)福祉避難所の確保

(福祉事務所)

#### ① 脆弱性評価

指定避難所内での生活が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等を収容するため、福祉避難所を指定する必要がある。

#### ② 推進方針

- ・ 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等が避難できるよう、福祉避難所※を確保する。(福祉事務所)

※市内には 7 箇所が福祉避難所に指定されている。

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 福祉避難所の指定

#### ④ 指標

項目	指標
【福祉避難所指定数】	7箇所(R1)→8箇所(R6)

### (5)福祉避難所BCPの策定

(福祉事務所)

#### ① 脆弱性評価

南海トラフ地震に伴う災害時要援護者(要配慮者)は被災 1 週間後で最大 3,500 人と想定されている。このうち、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等が災害時に利用する福祉施設の被災及び機能停止は、避難者の生命や生活の維持に関わることから、災害時にも施設の機能と業務が継続される必要がある。

② 推進方針

- ・ 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することを促進する。(福祉事務所)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 福祉避難所 BCP の策定

④ 指標

項目	指標
【福祉避難所 BCP を策定している福祉避難所数】	0箇所(R1)→7箇所(R6)

(6)被災建築物応急危険度判定体制の構築

(建築住宅課)

① 脆弱性評価

大地震により被災した建築物は、余震による建築物倒壊の危険や窓やガラスなどが落下するおそれがある。これらの危険性を迅速に判定し二次的災害を防止する必要があるが、民間判定士の協力のもとに実施するため、判定士の的確な誘導や災害対策本部等との密接な連携を担うコーディネーターの養成が必要である。

② 推進方針

- ・ 被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成する。(建築住宅課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 被害認定調査に係る研修の実施

④ 指標

項目	指標
【被災建築物応急危険度判定コーディネーターの人数】	1人(R1)→5人(R6)

(7)食料や生活必需品の備蓄 ※2-1(2)再掲

(危機管理課)

① 脆弱性評価

大規模災害時には大量の物資が必要となることから、国からのプッシュ支援を受けられるまでの間に必要な備蓄を市として計画的に進めていくことが必要である。

また、大規模災害時には行政による各種生活支援等が即座には行き渡らない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進しておく必要がある。

② 推進方針

- ・ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。(危機管理課)
- ・ 市(避難所を含む)において、宮崎県備蓄基本指針を目標として計画的な備蓄を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 備蓄指針の運用
- ・ 計画的な備蓄の推進

④ 指標

項目	指標
【県の備蓄指針を基準とし策定】	策定済(H29)
【市の備蓄率】	60.0%(R1)→100%(R6)

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能は確保する										
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱										
【被害想定等】	【被害想定等】 ・警察機能の低下により犯罪、事故が増加する										
(1)地域の防犯・事故防止能力向上											
(◎生活環境課)(危機管理課)※◎:主管課											
① 脆弱性評価	大規模災害時には、警察職員も被災するほか、甚大な被害のため警察による治安維持及び事故防止に係る職務遂行が困難となることから、市民自らが地域の安全を保持する必要がある。										
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域安全、交通安全、自主防災、各組織等の災害時に備えた体制整備、活動支援及び知識の普及啓発を行う。(生活環境課)(危機管理課)</li> <li>・ 市民への意識及び知識の向上等危機対応能力醸成に向けた取組を実施する。(生活環境課)(危機管理課)</li> </ul>										
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全対策事業</li> <li>・ 地域安全対策事業</li> <li>・ 自主防災組織の育成</li> <li>・ 防災士の養成</li> </ul>										
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【交通安全関係団体等への災害時対応研修】</td><td>0回(R1)→3回(R6)</td></tr> <tr> <td>【地域安全関係団体等への災害時対応研修】</td><td>0回(R1)→3回(R6)</td></tr> <tr> <td>【自主防災組織率】</td><td>58.0%(R1)→70.0%(R6)</td></tr> <tr> <td>【防災士数】</td><td>178人(R1)→250人(R6)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【交通安全関係団体等への災害時対応研修】	0回(R1)→3回(R6)	【地域安全関係団体等への災害時対応研修】	0回(R1)→3回(R6)	【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)	【防災士数】	178人(R1)→250人(R6)
項目	指標										
【交通安全関係団体等への災害時対応研修】	0回(R1)→3回(R6)										
【地域安全関係団体等への災害時対応研修】	0回(R1)→3回(R6)										
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)										
【防災士数】	178人(R1)→250人(R6)										

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能は確保する				
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
【被害想定等】	<p>【被害想定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の被災により収集予定人数の確保ができない</li> <li>・幹部職員が被災、死傷して指揮機能が失われる</li> </ul>				
(1)代替拠点の確保					
(◎財政課)(総務課)※◎:主管課					
① 脆弱性評価	<p>防災拠点となる庁舎の耐震性を確保するとともに、被災した場合をあらかじめ想定し、代替拠点の確保を進めておく必要がある。</p>				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点となる庁舎が被災した場合に備え、コミュニティセンターや西都市民体育館等の防災拠点としての機能確保を進める。(財政課)(総務課)</li> </ul>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替拠点の確保</li> </ul>				
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【代替拠点の確保数】</td><td>1 箇所(R1)→2 箇所(R6)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【代替拠点の確保数】	1 箇所(R1)→2 箇所(R6)
項目	指標				
【代替拠点の確保数】	1 箇所(R1)→2 箇所(R6)				
(2)非常用電源設備の導入					
(財政課)					
① 脆弱性評価	<p>大規模災害時においてもBCPに基づいた行政機能を維持していくために、非常用電源の確保や機能維持に不可欠な燃料の確保体制などの対策をあらかじめ講じておくことが必要である。</p>				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部が設置される庁舎に72時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。(財政課)</li> </ul> <p>※災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定を宮崎県石油商業組合と平成29(2017)年3月に締結済み。</p>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎への非常用電源設備の導入</li> </ul>				
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入】</td><td>導入(R3)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入】	導入(R3)
項目	指標				
【使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入】	導入(R3)				

### (3)業務システムのクラウド化

(総合政策課)

#### ① 脆弱性評価

大規模災害時においても行政サービスを維持・継続するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設等により、適切に行政情報を管理・運用できる状態にしておく必要がある。

#### ② 推進方針

- ・ 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図る。(総合政策課)

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 業務システムのクラウド化

#### ④ 指標

項目	指標
【クラウド化した基幹システムの割合】	100%(R1)→100%(R6)
【クラウド化した業務システムの割合】	0%(R1)→100%(R6)

### (4)災害対策本部設置訓練の実施

(危機管理課)

#### ① 脆弱性評価

大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集や機器の設置等の災害対策本部立ち上げに関する訓練を定期的に実施しておく必要がある。

#### ② 推進方針

- ・ 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練を行う。(危機管理課)

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 災害対策本部設置訓練の実施

#### ④ 指標

項目	指標
【災害対策本部設置訓練の実施回数】	年に1回実施

### (5)BCPに基づく訓練

(危機管理課)

#### ① 脆弱性評価

大規模災害時における行政機能の維持に向けて、PDCAサイクルに基づく定期的な訓練や検証を通じてBCPの実効性を高めていく必要がある。

#### ② 推進方針

- ・ 策定したBCPに基づく訓練、計画の見直しを行う。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ BCPに基づく訓練の実施

④ 指標

項目	指標
【BCPに基づく訓練の実施回数】	年0回(R1)→年1回(R6)

(6)災害時職員用初動マニュアルの作成・周知

(危機管理課)

① 脆弱性評価

最も混乱が予想される初動期において、迅速かつ的確に応急対策が実施できるようにするために、災害時職員用初動マニュアルを的確に運用し、対応内容の周知を行っていく必要がある。

② 推進方針

- ・ 災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害時職員用初動マニュアルを的確に運用し、各職場での研修及び訓練等を通じて、その周知徹底を図る。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 災害時職員用初動マニュアルの運用

④ 指標

項目	指標
【災害時職員用初動マニュアルの策定】	策定済(H30)
【災害時職員用初動マニュアルに基づく訓練】	年に1回実施

(7)広域応援体制の構築

(◎危機管理課)(総務課)※◎:主管課

① 脆弱性評価

災害対応を迅速に行っていくためには、周辺自治体との連携による広域的な応援体制の強化を図る必要がある。

② 推進方針

- ・ 平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設及び設備の充実を図る。(危機管理課)(総務課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 応援協定の締結

④ 指標

項目	指標
【新たな応援協定団体数】	必要に応じ隨時

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する																																																	
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止																																																	
【被害想定等】	【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について) [南海トラフ地震に伴う被害想定] 固定電話																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">回線数 (回線)</th> <th colspan="2">被災直後</th> <th colspan="2">被災 1 日後</th> </tr> <tr> <th>不通回線 数(回線)</th> <th>不通回線 率 (%)</th> <th>不通回線 数(回線)</th> <th>不通回線 率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 10,000</td> <td>約 10,000</td> <td>98</td> <td>約 7,900</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 10,000</td> <td>約 10,000</td> <td>97</td> <td>約 7,800</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">回線数 (回線)</th> <th colspan="2">被災 1 週間後</th> <th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>不通回線 数(回線)</th> <th>不通回線 率 (%)</th> <th>不通回線 数(回線)</th> <th>不通回線 率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 10,000</td> <td>約 450</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 10,000</td> <td>約 450</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						シナリオ	回線数 (回線)	被災直後		被災 1 日後		不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	想定ケース①	約 10,000	約 10,000	98	約 7,900	77	想定ケース②	約 10,000	約 10,000	97	約 7,800	76	シナリオ	回線数 (回線)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	想定ケース①	約 10,000	約 450	4	—	0	想定ケース②	約 10,000	約 450	4	—	0
シナリオ	回線数 (回線)	被災直後		被災 1 日後																																														
		不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)																																													
想定ケース①	約 10,000	約 10,000	98	約 7,900	77																																													
想定ケース②	約 10,000	約 10,000	97	約 7,800	76																																													
シナリオ	回線数 (回線)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後																																														
		不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)																																													
想定ケース①	約 10,000	約 450	4	—	0																																													
想定ケース②	約 10,000	約 450	4	—	0																																													
	<p>一:わずか</p> <p>※1 不通回線率:各市町村の回線数に占める不通回線数の割合</p> <p>[南海トラフ地震に伴う被害想定] 携帯電話</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th colspan="2">被災直後</th> <th colspan="2">被災 1 日後</th> <th colspan="2">被災 1 週間後</th> <th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>停波基 地局率 (%)</th> <th>不通 ランク</th> <th>停波基 地局率 (%)</th> <th>不通 ランク</th> <th>停波基 地局率 (%)</th> <th>不通 ランク</th> <th>停波基 地局率 (%)</th> <th>不通 ランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>14</td> <td>A</td> <td>91</td> <td>A</td> <td>37</td> <td>—</td> <td>19</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>14</td> <td>A</td> <td>90</td> <td>A</td> <td>37</td> <td>—</td> <td>19</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>一:わずか</p> <p>※2 停波基地局率:基地局全体に占める停波した基地局の割合。</p> <p>※3 携帯電話不通ランク A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい</p> <p>※4 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>						シナリオ	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	想定ケース①	14	A	91	A	37	—	19	—	想定ケース②	14	A	90	A	37	—	19	—									
シナリオ	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後																																										
	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク																																										
想定ケース①	14	A	91	A	37	—	19	—																																										
想定ケース②	14	A	90	A	37	—	19	—																																										
(1)非常用電源の設置																																																		
(◎危機管理課)(総合政策課)※◎:主管課																																																		
① 脆弱性評価																																																		
南海トラフ地震に伴う不通回線率(停波基地局率)は、最大で固定電話が 98%、携帯電話で 91%と想定されており、ほとんど利用ができない状況となる。大規模災害時に市民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な防災行政無線を安定的に使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等についての整備が必要である。																																																		

② 推進方針

- ・ 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。(危機管理課)(総合政策課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 非常用電源の設置

④ 指標

項目	指標
【防災行政無線の非常用電源】	更新(R2)

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する				
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
【被害想定等】	【被害想定等】 ・停電等により情報機器が使用できない ・機材が被害を受け通常通り使用できない				
(1)戸別受信機の配布 ※2-2(3)再掲					
(危機管理課)					
① 脆弱性評価	防災行政無線の不感地域や携帯電話の電波の入りにくい地域においては、避難情報等を迅速・確実に伝達できることや、各種の支援情報の伝達の遅れが懸念されるため、各世帯に対して信頼性の高い情報伝達手段の整備を行っていく必要がある。				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオの配布を進める。(危機管理課)</li> </ul>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別受信機及び防災ラジオの配布</li> </ul>				
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数】</td><td>8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数】	8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)
項目	指標				
【戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数】	8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)				
(2)多様な伝達手段の活用 ※1-3(5)再掲					
(危機管理課)					
① 脆弱性評価	災害等※の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。 ※国民保護事案も含む。				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。(危機管理課)</li> <li>住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。(危機管理課)</li> <li>市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。(危機管理課)</li> </ul>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報メールや緊急速報メールの配信</li> </ul>				
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【防災・防犯メールの登録者数】</td><td>1,650 人(R1)→3,000 人(R6)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【防災・防犯メールの登録者数】	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)
項目	指標				
【防災・防犯メールの登録者数】	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)				

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する																																							
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態																																							
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 避難者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th colspan="3">被災 1 日後</th> <th colspan="3">被災 1 週間後</th> <th colspan="3">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>避難者 (約 人)</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> <th>避難者 (約 人)</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> <th>避難者 (約 人)</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定 ケース①</td><td>9,200</td><td>5,500</td><td>3,700</td><td>13,000</td><td>6,700</td><td>6,700</td><td>14,000</td><td>4,300</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td>想定 ケース②</td><td>8,900</td><td>5,400</td><td>3,600</td><td>13,000</td><td>6,600</td><td>6,600</td><td>14,000</td><td>4,200</td><td>9,900</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後			避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	想定 ケース①	9,200	5,500	3,700	13,000	6,700	6,700	14,000	4,300	10,000	想定 ケース②	8,900	5,400	3,600	13,000	6,600	6,600	14,000	4,200	9,900
シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後																																	
	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外																															
想定 ケース①	9,200	5,500	3,700	13,000	6,700	6,700	14,000	4,300	10,000																															
想定 ケース②	8,900	5,400	3,600	13,000	6,600	6,600	14,000	4,200	9,900																															
(1)防災行政無線のデジタル化																																								
(危機管理課)																																								
① 脆弱性評価																																								
市民等の避難行動の実効性を高めていくためには、避難情報に係る表現を高度化し、よりわかりやすい形式での伝達方法していく必要がある。そのため、より大容量の情報の伝送が可能な方式に移行することが必要である。																																								
※防災行政無線のデジタル化を平成 22(2010)年に実施。																																								
(2)非常用電源の設置 ※4-1(1)再掲																																								
(◎危機管理課)(総合政策課)※◎:主管課																																								
① 脆弱性評価																																								
南海トラフ地震に伴う不通回線率(停波基地局率)は、最大で固定電話が 98%、携帯電話で 91%と想定されており、ほとんど利用ができない状況となる。大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な防災行政無線を安定的に使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等についての整備が必要である。																																								
② 推進方針																																								
・ 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。(危機管理課)(総合政策課)																																								
③ 主な施策・事業(令和元年時点)																																								
・ 非常用電源の設置																																								
④ 指標																																								
項目	指標																																							
【防災行政無線の非常用電源】	更新(R2)																																							

### (3)戸別受信機の配布 ※2-2(3)再掲

(危機管理課)

#### ① 脆弱性評価

防災行政無線の不感地域や携帯電話の電波の入りにくい地域においては、避難情報等を迅速・確実に伝達できることや、各種の支援情報の伝達の遅れが懸念されるため、各世帯に対して信頼性の高い情報伝達手段の整備を行っていく必要がある。

#### ② 推進方針

- ・ 防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオの配布を進める。(危機管理課)

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 戸別受信機及び防災ラジオの配布

#### ④ 指標

項目	指標
【戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数】	8,700戸(R1)→12,000戸(R6)

### (4)多様な伝達手段の活用 ※1-3(5)再掲

(危機管理課)

#### ① 脆弱性評価

災害等※の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。

※国民保護事案も含む。

#### ② 推進方針

- ・ 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。(危機管理課)
- ・ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。(危機管理課)
- ・ 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。(危機管理課)

#### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 防災情報メールや緊急速報メールの配信

#### ④ 指標

項目	指標
【防災・防犯メールの登録者数】	1,650人(R1)→3,000人(R6)

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 宮崎県全体の経済被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シナリオ</th> <th>資産などの被害額</th> <th>生産・サービス低下による影響</th> <th>交通寸断による影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 5.0 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 4.9 兆円</td> <td>約 0.8 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>				シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響	想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円	想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円
シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響													
想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円													
想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円													
(1) 主要な道路の改修																
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課																
<p>① 脆弱性評価</p> <p>宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、道路寸断による影響は宮崎県全体で約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような道路寸断によって多大な経済被害を被るおそれがあることから、防災拠点をつなぐ主要道路(緊急輸送道路等)の改修等を行い、交通ネットワークの強化を図る必要がある。</p>																
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県、西日本高速道路株式会社と連携して防災拠点をつなぐ主要となる道路(東九州自動車道の暫定 2 車線区間、国道 219 号、市道市口長田線等)の改修及び防災対策を進める。(建設課)(宮崎県)</li> </ul>																
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基地周辺道路改修等事業費補助金(民生安定施設助成事業(8 条))</li> <li>辺地債道路改良事業</li> <li>道路メンテナンス事業</li> <li>土砂災害対策道路事業</li> <li>電源立地地域対策交付金事業</li> <li>社会資本整備総合交付金事業</li> <li>新田原飛行場関連公共用施設整備事業</li> <li>新田原飛行場関連再編関連特別事業</li> <li>市単独事業</li> <li>防災・安全交付金事業</li> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)</li> <li>地方創生道整備推進交付金事業</li> </ul>																

④ 指標

項目	指標
【東九州自動車道(有料区間)暫定 2 車線区間の 4 車線化】※	0.0%(R1)
【国道 219 号の改良率】	79.1%(R1)→整備推進(R6)
【国道 219 号等の橋梁補修】	20.0%(R1)→100%(R6)
【国道 219 号等のトンネル補修】	8.0%(R1)→92.0%(R6)
【国道 219 号等の防災対策】	3 件(R1)→7 件(R6)

※令和元(2019)年 9 月に国土交通省より、「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間が 4 車線化の優先整備区間として選定され、財政状況等を踏まえ、今後 10～15 年で完成を目指すとされている。

(2)事業所 BCP の策定

(商工観光課)

① 脆弱性評価

宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、生産・サービス低下による影響は宮崎県全体で最大約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所業務継続計画(BCP)の策定を促進することが必要である。

② 推進方針

- ・ 西都商工会議所等と連携して、事業所 BCP の策定を促進する。(商工観光課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 事業所 BCP の策定促進

④ 指標

項目	指標
【BCP を策定している事業所数】	0 社(R1)→8 社(R6)

(3)金融支援制度に係る情報共有

(商工観光課)

① 脆弱性評価

被災した事業者(特に、中小企業者)が早期に事業を再開できるように、各種金融支援制度について、県や関係金融機関などとの情報共有を図り、災害時には円滑に活用できるようにする必要がある。

② 推進方針

- ・ 被災した事業所が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。(商工観光課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 「事業継続力強化支援計画」の策定

④ 指標

項目	指標
【「事業継続力強化支援計画」の策定】	策定(R6)

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 宮崎県全体の経済被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シナリオ</th> <th>資産などの被害額</th> <th>生産・サービス低下による影響</th> <th>交通寸断による影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 5.0 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 4.9 兆円</td> <td>約 0.8 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>				シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響	想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円	想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円
シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響													
想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円													
想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円													
(1)災害対応力の強化																
(危機管理課)																
① 脆弱性評価	<p>平成 28(2016)年 4 月の熊本地震においては、災害時における燃料供給拠点としてのサービスステーション(SS)の重要性が認識されている。自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域住民が継続して給油等を受けることができる「住民拠点 SS」の整備など災害対応力の強化を図ることが必要である。</p>															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民拠点 SS の維持※や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進する。(危機管理課)  ※住民拠点 SS が市内に 2 箇所存在している。</li> </ul>															
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民拠点 SS の維持</li> </ul>															
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【住民拠点 SS の整備箇所数】</td> <td>現状維持</td> </tr> </tbody> </table>				項目	指標	【住民拠点 SS の整備箇所数】	現状維持								
項目	指標															
【住民拠点 SS の整備箇所数】	現状維持															
(2)事業所 BCP の策定 ※5-1(2)再掲																
(商工観光課)																
① 脆弱性評価	<p>宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、生産・サービス低下による影響は宮崎県全体で最大約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所業務継続計画(BCP)の策定を促進することが必要である。</p>															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>西都商工会議所等と連携して、事業所 BCP の策定を促進する。(商工観光課)</li> </ul>															

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 事業所 BCP の策定促進

④ 指標

項目	指標
【BCP を策定している事業所数】	0 社(R1)→8 社(R6)

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 宮崎県全体の経済被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シナリオ</th> <th>資産などの被害額</th> <th>生産・サービス低下による影響</th> <th>交通寸断による影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 5.0 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 4.9 兆円</td> <td>約 0.8 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>				シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響	想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円	想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円
シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響													
想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円													
想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円													
(1)消防施設・設備の充実 ※1-1(2)再掲																
(消防)																
① 脆弱性評価	<p>大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。</p>															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。(消防)</li> </ul>															
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊設備整備費補助金(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新事業)</li> <li>Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)導入</li> </ul>															
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】</td> <td>0%(R1)→100%(R6)</td> </tr> <tr> <td>【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】</td> <td>0%(R1)→100%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>				項目	指標	【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)	【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)						
項目	指標															
【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)															
【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)															
(2)広域的な消防体制の確立 ※2-3(2)再掲																
(消防)																
① 脆弱性評価	<p>南海トラフ地震において、揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数は最大で約 640 人と想定されている。要救助者を含め被災者に対し救助・救急活動を迅速に行っていくためには、周辺の非被災自治体との連携による広域的な消防体制の強化を図る必要がある。</p>															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき広域的な消防体制の確立を図る。(消防)</li> </ul>															

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 応援協定の締結
- ・ 宮崎県消防相互応援協定
- ・ 緊急消防援助隊

④ 指標

項目	指標
【新たな協定締結団体数】	0 団体(R1)→1 団体(R6)

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 宮崎県全体の経済被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シナリオ</th> <th>資産などの被害額</th> <th>生産・サービス低下による影響</th> <th>交通寸断による影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 5.0 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 4.9 兆円</td> <td>約 0.8 兆円</td> <td>約 0.9 兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>				シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響	想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円	想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円
シナリオ	資産などの被害額	生産・サービス低下による影響	交通寸断による影響													
想定ケース①	約 5.0 兆円	約 0.9 兆円	約 0.9 兆円													
想定ケース②	約 4.9 兆円	約 0.8 兆円	約 0.9 兆円													
(1) 主要な道路の改修 ※5-1(1)再掲																
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課																
<p>① 脆弱性評価</p> <p>宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、道路寸断による影響は宮崎県全体で約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような道路寸断によって多大な経済被害を被るおそれがあることから、防災拠点をつなぐ主要道路(緊急輸送道路等)の改修等を行い、交通ネットワークの強化を図る必要がある。</p>																
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県、西日本高速道路株式会社と連携して防災拠点をつなぐ主要となる道路(東九州自動車道の暫定 2 車線区間、国道 219 号、市道市口長田線等)の改修及び防災対策を進める。(建設課)(宮崎県)</li> </ul>																
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基地周辺道路改修等事業費補助金(民生安定施設助成事業(8 条))</li> <li>辺地債道路改良事業</li> <li>道路メンテナンス事業</li> <li>土砂災害対策道路事業</li> <li>電源立地地域対策交付金事業</li> <li>社会資本整備総合交付金事業</li> <li>新田原飛行場関連公共用施設整備事業</li> <li>新田原飛行場関連再編関連特別事業</li> <li>市単独事業</li> <li>防災・安全交付金事業</li> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)</li> <li>地方創生道整備推進交付金事業</li> </ul>																

④ 指標

項目	指標
【東九州自動車道(有料区間)暫定 2 車線区間の 4 車線化】※	0.0%(R1)
【国道 219 号の改良率】	79.1%(R1)→整備推進(R6)
【国道 219 号等の橋梁補修】	20.0%(R1)→100%(R6)
【国道 219 号等のトンネル補修】	8.0%(R1)→92.0%(R6)
【国道 219 号等の防災対策】	3 件(R1)→7 件(R6)

※令和元(2019)年 9 月に国土交通省より、「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間が 4 車線化の優先整備区間として選定され、財政状況等を踏まえ、今後 10～15 年で完成を目指すとされている。

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない																																							
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5 食料等の安定供給の停滞																																							
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 需要量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th><th colspan="3">被災 1 日後</th><th colspan="3">被災 1 週間後</th><th colspan="3">被災 1 ヶ月後</th></tr> <tr> <th>食料 (約食)</th><th>飲料水 (約ℓ)</th><th>毛布 (約枚)</th><th>食料 (約食)</th><th>飲料水 (約ℓ)</th><th>毛布 (約枚)</th><th>食料 (約食)</th><th>飲料水 (約ℓ)</th><th>毛布 (約枚)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定 ケース①</td><td>20,000</td><td>78,000</td><td>11,000</td><td>24,000</td><td>64,000</td><td>9,300</td><td>16,000</td><td>22,000</td><td>5,600</td></tr> <tr> <td>想定 ケース②</td><td>19,000</td><td>78,000</td><td>11,000</td><td>24,000</td><td>63,000</td><td>9,000</td><td>15,000</td><td>21,000</td><td>5,400</td></tr> </tbody> </table> <p>※1想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後			食料 (約食)	飲料水 (約ℓ)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約ℓ)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約ℓ)	毛布 (約枚)	想定 ケース①	20,000	78,000	11,000	24,000	64,000	9,300	16,000	22,000	5,600	想定 ケース②	19,000	78,000	11,000	24,000	63,000	9,000	15,000	21,000	5,400
シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後																																	
	食料 (約食)	飲料水 (約ℓ)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約ℓ)	毛布 (約枚)	食料 (約食)	飲料水 (約ℓ)	毛布 (約枚)																															
想定 ケース①	20,000	78,000	11,000	24,000	64,000	9,300	16,000	22,000	5,600																															
想定 ケース②	19,000	78,000	11,000	24,000	63,000	9,000	15,000	21,000	5,400																															
(1)物資の集積拠点の整備																																								
(◎危機管理課)(農林課)※◎:主管課																																								
<p>① 脆弱性評価</p> <p>大規模災害時には、大量の物資が必要となることから、あらかじめ物資の集積拠点を整備しておく必要がある。また、安定的な食料供給体制に必要な生産団地の整備及び 3箇所ある地域内輸送拠点を維持する必要がある。</p>																																								
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておく。(危機管理課)(農林課)</li> </ul>																																								
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物資の集積拠点の整備</li> <li>強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業</li> </ul>																																								
<p>④ 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【物資の集積拠点の整備箇所数】</td><td>0 箇所(R1)→2 箇所(R6)</td></tr> <tr> <td>【地域内輸送拠点の維持整備】</td><td>3 箇所(R1)→3 箇所(R6)</td></tr> </tbody> </table>		項目	指標	【物資の集積拠点の整備箇所数】	0 箇所(R1)→2 箇所(R6)	【地域内輸送拠点の維持整備】	3 箇所(R1)→3 箇所(R6)																																	
項目	指標																																							
【物資の集積拠点の整備箇所数】	0 箇所(R1)→2 箇所(R6)																																							
【地域内輸送拠点の維持整備】	3 箇所(R1)→3 箇所(R6)																																							
(2)協力体制の構築																																								
(危機管理課)																																								
<p>① 脆弱性評価</p> <p>大規模災害時においても食料や飲料水等の物資の安定供給を図るため、あらかじめ関係機関との連携や調整など協力体制を構築しておく必要がある。</p>																																								

② 推進方針

- ・ 市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化する。(危機管理課)
- ・ 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図る。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 物資の支援等に係る協定締結

④ 指標

項目	指標
【新たな協定締結団体数】	協力団体がいれば隨時

事前に備えるべき目標	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる																																																	
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電施設)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止																																																	
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 電力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">電灯軒数 (軒)</th> <th colspan="2">被災直後</th> <th colspan="2">被災 1 日後</th> </tr> <tr> <th>停電軒数 (軒)</th> <th>停電率 (%)</th> <th>停電軒数 (軒)</th> <th>停電率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 18,000</td> <td>約 18,000</td> <td>98</td> <td>約 14,000</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 18,000</td> <td>約 18,000</td> <td>97</td> <td>約 14,000</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">電灯軒数 (軒)</th> <th colspan="2">被災 1 週間後</th> <th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>停電軒数 (軒)</th> <th>停電率 (%)</th> <th>停電軒数 (軒)</th> <th>停電率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 18,000</td> <td>約 4,100</td> <td>23</td> <td>約 800</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 18,000</td> <td>約 4,100</td> <td>23</td> <td>約 800</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>						シナリオ	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	想定ケース①	約 18,000	約 18,000	98	約 14,000	77	想定ケース②	約 18,000	約 18,000	97	約 14,000	76	シナリオ	電灯軒数 (軒)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	想定ケース①	約 18,000	約 4,100	23	約 800	4	想定ケース②	約 18,000	約 4,100	23	約 800	4
シナリオ	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後																																														
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)																																													
想定ケース①	約 18,000	約 18,000	98	約 14,000	77																																													
想定ケース②	約 18,000	約 18,000	97	約 14,000	76																																													
シナリオ	電灯軒数 (軒)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後																																														
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)																																													
想定ケース①	約 18,000	約 4,100	23	約 800	4																																													
想定ケース②	約 18,000	約 4,100	23	約 800	4																																													
	<p>※1 停電率:各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合  ※2 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>																																																	
(1)非常用電源設備の導入	※3-2(2)再掲																																																	
(財政課)																																																		
① 脆弱性評価	<p>大規模災害時においてもBCPに基づいた行政機能を維持していくために、非常用電源の確保や機能維持に不可欠な燃料の確保体制などの対策をあらかじめ講じておくことが必要である。</p>																																																	
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部が設置される庁舎に 72 時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。(財政課)</li> </ul> <p>※災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定を宮崎県石油商業組合と平成 29 (2017)年 3 月に締結済み。</p>																																																	
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎への非常用電源設備の導入</li> </ul>																																																	
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【使用可能時間が 72 時間以上の非常用電源設備の導入】</td> <td>導入(R3)</td> </tr> </tbody> </table>						項目	指標	【使用可能時間が 72 時間以上の非常用電源設備の導入】	導入(R3)																																								
項目	指標																																																	
【使用可能時間が 72 時間以上の非常用電源設備の導入】	導入(R3)																																																	

事前に備えるべき目標	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる																																																	
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 上水道の長期間にわたる機能停止																																																	
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 上水道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">給水人口 (人)</th> <th colspan="2">被災直後</th> <th colspan="2">被災 1 日後</th> </tr> <tr> <th>断水人口 (人)</th> <th>断水率 (%)</th> <th>断水人口 (人)</th> <th>断水率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 27,000</td> <td>約 26,000</td> <td>100</td> <td>約 26,000</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 27,000</td> <td>約 26,000</td> <td>100</td> <td>約 26,000</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">電灯軒数 (軒)</th> <th colspan="2">被災 1 週間後</th> <th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>断水人口 (人)</th> <th>断水率 (%)</th> <th>断水人口 (人)</th> <th>断水率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 27,000</td> <td>約 21,000</td> <td>80</td> <td>約 7,200</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 27,000</td> <td>約 21,000</td> <td>79</td> <td>約 7,100</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>						シナリオ	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	想定ケース①	約 27,000	約 26,000	100	約 26,000	98	想定ケース②	約 27,000	約 26,000	100	約 26,000	98	シナリオ	電灯軒数 (軒)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	想定ケース①	約 27,000	約 21,000	80	約 7,200	27	想定ケース②	約 27,000	約 21,000	79	約 7,100	27
シナリオ	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後																																														
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)																																													
想定ケース①	約 27,000	約 26,000	100	約 26,000	98																																													
想定ケース②	約 27,000	約 26,000	100	約 26,000	98																																													
シナリオ	電灯軒数 (軒)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後																																														
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)																																													
想定ケース①	約 27,000	約 21,000	80	約 7,200	27																																													
想定ケース②	約 27,000	約 21,000	79	約 7,100	27																																													
	<p>※1 断水率:各市町村の給水人口に占める断水人口の割合  ※2 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>																																																	
(1)上水道施設の耐震化	※2-1(1)再掲																																																	
(上下水道課)																																																		
① 脆弱性評価	<p>本市の水源は現在地下水を利用しているため、良質な水を効率よく安定的に供給している。今後とも、安定給水と施設の安全性の向上を目指していくためには、老朽化しつつある施設・管路の更新、地震等の災害対策を推進していく必要がある。</p>																																																	
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道施設について、老朽施設の更新等とともに、施設の耐震化や危機管理体制の強化など災害に強い水道システムの構築を推進する。(上下水道課)</li> </ul>																																																	
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い水道システムの構築</li> </ul>																																																	
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【上水道の耐震適合率】</td> <td>7.0%(R1)→19.0%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>						項目	指標	【上水道の耐震適合率】	7.0%(R1)→19.0%(R6)																																								
項目	指標																																																	
【上水道の耐震適合率】	7.0%(R1)→19.0%(R6)																																																	

## (2)上水道 BCP の策定

(上下水道課)

### ① 脆弱性評価

大規模災害時においても上水道の機能を維持していくとともに、断水しても機能不全とならないよう応急給水体制を確保し、また被災箇所を早期に復旧できるようにするため、上水道業務継続計画(BCP)の策定を行う必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定する。(上下水道課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 上水道 BCP の策定

### ④ 指標

項目	指標
【上水道 BCP の策定】	策定(R6)

## (3)応援水道事業体受入マニュアルの策定

(上下水道課)

### ① 脆弱性評価

大規模災害による被災者への水供給の長期停止を防ぐため、あらかじめ周辺の非被災自治体の水道事業者からの応援を念頭においていた応急・復旧対策を講じておく必要がある。

### ② 推進方針

- ・ 大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業体受入マニュアル」を策定する。(上下水道課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 応援水道事業体受入マニュアルの策定

### ④ 指標

項目	指標
【応援水道事業体受入マニュアルの策定】	策定(R6)

事前に備えるべき目標	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる																																																	
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止																																																	
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について(R2))</p> <p>[南海トラフ地震に伴う被害想定] 下水道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">処理人口 (人)</th> <th colspan="2">被災直後</th> <th colspan="2">被災 1 日後</th> </tr> <tr> <th>支障人口 (人)</th> <th>機能支障率(%)</th> <th>支障人口 (人)</th> <th>機能支障率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 17,000</td> <td>約 17,000</td> <td>98</td> <td>約 13,000</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 17,000</td> <td>約 17,000</td> <td>98</td> <td>約 13,000</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">処理人口 (人)</th> <th colspan="2">被災 1 週間後</th> <th colspan="2">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>支障人口 (人)</th> <th>機能支障率(%)</th> <th>支障人口 (人)</th> <th>機能支障率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 17,000</td> <td>約 2,100</td> <td>12</td> <td>約 230</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 17,000</td> <td>約 2,100</td> <td>13</td> <td>約 240</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>						シナリオ	処理人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		支障人口 (人)	機能支障率(%)	支障人口 (人)	機能支障率(%)	想定ケース①	約 17,000	約 17,000	98	約 13,000	79	想定ケース②	約 17,000	約 17,000	98	約 13,000	79	シナリオ	処理人口 (人)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後		支障人口 (人)	機能支障率(%)	支障人口 (人)	機能支障率(%)	想定ケース①	約 17,000	約 2,100	12	約 230	1	想定ケース②	約 17,000	約 2,100	13	約 240	1
シナリオ	処理人口 (人)	被災直後		被災 1 日後																																														
		支障人口 (人)	機能支障率(%)	支障人口 (人)	機能支障率(%)																																													
想定ケース①	約 17,000	約 17,000	98	約 13,000	79																																													
想定ケース②	約 17,000	約 17,000	98	約 13,000	79																																													
シナリオ	処理人口 (人)	被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後																																														
		支障人口 (人)	機能支障率(%)	支障人口 (人)	機能支障率(%)																																													
想定ケース①	約 17,000	約 2,100	12	約 230	1																																													
想定ケース②	約 17,000	約 2,100	13	約 240	1																																													
	<p>※1 機能支障率:各市町村の処理人口に占める支障人口の割合</p> <p>※2 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>																																																	
(1)合併処理浄化槽の整備																																																		
(◎生活環境課)(上下水道課)※◎:主管課																																																		
<p>① 脆弱性評価</p> <p>大地震発生時において、老朽化した単独処理浄化槽では破損する恐れが高いことから、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。</p>																																																		
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道及び農業集落排水の区域外は、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。(生活環境課)(上下水道課)</li> </ul>																																																		
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進交付金事業(浄化槽設置整備事業)</li> </ul>																																																		
<p>④ 指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【合併処理浄化槽導入率】</td> <td>21.2%(R1)→22.3%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>							項目	指標	【合併処理浄化槽導入率】	21.2%(R1)→22.3%(R6)																																								
項目	指標																																																	
【合併処理浄化槽導入率】	21.2%(R1)→22.3%(R6)																																																	

## (2)農業集落排水施設の老朽化対策 ※2-5(1)再掲

(◎農林課)(上下水道課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

農業集落排水事業は、都市計画区域外の農業集落を主対象として平成4(1992)年に着手し、黒生野・三財川南・岩崎の3地区で供用開始している。今後は、機能診断の結果を踏まえて、施設の改修を行っていく必要がある。

### ② 推進方針

- 農業集落排水施設について、老朽化に伴う改修工事等を推進する。(農林課)(上下水道課)  
※農業集落排水施設の機能診断は実施済。
- 黒生野地区は、公共下水道への接続についての検討を行う必要がある。(農林課)(上下水道課)

### ③ 主な施策・事業(令和3年時点)

- 農山漁村地域整備交付金事業(農業集落排水施設の老朽化対策)
- 農村整備事業

## (3)衛生・防疫体制の確立 ※2-5(3)再掲

(◎危機管理課)(福祉事務所)(健康管理課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

避難所において感染症の拡大を防ぐため、避難所における防疫措置の徹底を図るための体制を確立しておく必要がある。

### ② 推進方針

- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。(福祉事務所)(危機管理課)
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレや段ボールベッド等を備蓄する。(危機管理課)
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。(健康管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 避難所運営マニュアルの策定
- 簡易トイレの備蓄
- 段ボールベッド等の配備

### ④ 指標

項目	指標
【「避難所運営マニュアル」の策定】	策定(R2)
【市における簡易トイレ備蓄数】	12,200回分(R1)→35,000回分(R6)
【段ボールベッド等の配備】	10個(R1)→100個(R6)

#### (4)下水道BCPの策定・下水道施設の老朽化対策 ※2-5(4)再掲

(◎上下水道課)(生活環境課)※◎主管課

##### ① 脆弱性評価

下水道施設の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施する必要がある。

公共下水道事業は、平成2年に西都市浄化センターが供用開始している。今後は、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を行っていく必要がある。

##### ② 推進方針

- ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道BCPに基づく訓練を行う。(上下水道課)
- ・ 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新を実施する。(上下水道課)
- ・ 終末処理場において、し尿・浄化槽汚泥の受入施設の整備を検討する。(上下水道課)(生活環境課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 下水道BCPの運用
- ・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（下水道施設の老朽化対策）
- ・ 地方創生整備推進交付金(終末処理場における、し尿・浄化槽汚泥受入施設整備)

##### ④ 指標

項目	指標
【下水道BCPの策定】	策定済(R1)
【下水道BCPに基づく訓練】	年に1回実施

事前に備えるべき目標	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる												
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	4 交通インフラの長期間にわたる機能停止												
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シナリオ</th> <th>津波浸水域被害 (箇所)</th> <th>津波浸水域外被害 (箇所)</th> <th>計 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>約 60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	津波浸水域被害 (箇所)	津波浸水域外被害 (箇所)	計 (箇所)	想定ケース①		約 60	約 60	想定ケース②		約 60	約 60
シナリオ	津波浸水域被害 (箇所)	津波浸水域外被害 (箇所)	計 (箇所)										
想定ケース①		約 60	約 60										
想定ケース②		約 60	約 60										
(1)橋梁やトンネル等の改修													
(建設課)													
① 脆弱性評価													
<p>災害時における人流・物流の寸断を抑止・機能確保するため、市域の老朽化した橋梁やトンネルの耐震化・長寿命化や道路・林道の維持・補修等を行うことにより、輸送路としての機能を確保する必要がある。</p>													
② 推進方針													
<ul style="list-style-type: none"> <li>西都市橋梁長寿命化修繕計画やトンネル長寿命化修繕計画、舗装の個別施設計画、林道施設長寿命化計画に基づき橋梁やトンネル、市道・林道の改修を進める。(建設課)</li> </ul>													
③ 主な施策・事業(令和元年時点)													
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) (橋梁、トンネル(市町村)、道路構造物(市町村・道路施設)の的確な維持管理の推進)</li> <li>道路メンテナンス事業</li> <li>公共施設等適正管理推進事業</li> <li>森林環境保全整備事業(林業生産基盤整備道改良事業)</li> <li>森林環境保全整備事業(森林資源循環利用林道整備事業)</li> <li>地方創生道整備推進交付金事業</li> <li>電源立地地域対策交付金事業</li> <li>県単林道網総合整備事業</li> <li>林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業</li> <li>農山漁村地域整備交付金事業(橋梁、トンネル(林道)の的確な維持管理の推進)</li> </ul>													
(2)主要な道路の改修 ※5-1(1)再掲													
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課													
① 脆弱性評価													
<p>宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、道路寸断による影響は宮崎県全体で約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような道路寸断によって多大な経済被害を被るおそれがあること</p>													

から、防災拠点をつなぐ主要道路(緊急輸送道路等)の改修等を行い、交通ネットワークの強化を図る必要がある。

② 推進方針

- ・ 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県、西日本高速道路株式会社と連携して防災拠点をつなぐ主要となる道路(東九州自動車道の暫定 2 車線区間、国道 219 号、市道市口長田線等)の改修及び防災対策を進める。(建設課)(宮崎県)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 基地周辺道路改修等事業費補助金(民生安定施設助成事業(8 条))
- ・ 辺地債道路改良事業
- ・ 道路メンテナンス事業
- ・ 土砂災害対策道路事業
- ・ 電源立地地域対策交付金事業
- ・ 社会資本整備総合交付金事業
- ・ 新田原飛行場関連公共用施設整備事業
- ・ 新田原飛行場関連再編関連特別事業
- ・ 市単独事業
- ・ 防災・安全交付金事業
- ・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)
- ・ 地方創生道整備推進交付金事業
- ・ 林道寒川線防災対策事業

④ 指標

項目	指標
【東九州自動車道(有料区間)暫定 2 車線区間の 4 車線化】※	0.0%(R1)
【国道 219 号の改良率】	79.1%(R1)→整備推進(R6)
【国道 219 号等の橋梁補修】	20.0%(R1)→100%(R6)
【国道 219 号等のトンネル補修】	8.0%(R1)→92.0%(R6)
【国道 219 号等の防災対策】	3 件(R1)→7 件(R6)

※令和元(2019)年 9 月に国土交通省より、「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間が 4 車線化の優先整備区間として選定され、財政状況等を踏まえ、今後 10～15 年で完成を目指すとされている。

(3)関係機関との連携強化(協定の締結等) ※2-2(5)再掲

(◎建設課)(危機管理課)※◎:主管課

① 脆弱性評価

集落における孤立化の早期解消を図るために、大規模な災害を想定した迅速な道路啓開の具体的な方法等について関係機関との連携体制を強化する必要がある。

② 推進方針

- ・ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。(建設課)(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 関係機関と連携した協定に基づく訓練の実施

※ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開に關わる関係機関との協定としては、九州電力  
株式会社高鍋配電事業所との協定を締結済み。

④ 指標

項目	指標
【協定に基づく訓練の実施回数】	1回(R1)→1回(R6)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない																											
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生																											
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 人的被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th colspan="2">火災</th> </tr> <tr> <th>死者 (人)</th> <th>負傷者 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>—</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>—</td> <td>約 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>一:わずか</p> <p>[南海トラフ地震に伴う被害想定] 建物被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th>火災</th> </tr> <tr> <th>焼失 (棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>				シナリオ	季節・時間	火災		死者 (人)	負傷者 (人)	想定ケース①	冬 18 時	—	約 10	想定ケース②	冬 18 時	—	約 10	シナリオ	季節・時間	火災	焼失 (棟)	想定ケース①	冬 18 時	約 50	想定ケース②	冬 18 時	約 40
シナリオ	季節・時間	火災																										
		死者 (人)	負傷者 (人)																									
想定ケース①	冬 18 時	—	約 10																									
想定ケース②	冬 18 時	—	約 10																									
シナリオ	季節・時間	火災																										
		焼失 (棟)																										
想定ケース①	冬 18 時	約 50																										
想定ケース②	冬 18 時	約 40																										
(1)耐震性貯水槽の整備																												
(消防)																												
① 脆弱性評価	<p>大地震発生時において、地中に埋設されている水道管が破損するなど、消防水利が活用できないことが想定されることから、耐震性貯水槽などの地震に強い施設整備が必要である。</p>																											
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。(消防)</li> </ul> <p>※飲料水以外については、災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定を西都児湯生コン事業協同組合と平成 30(2018)年 2 月に締結済み。</p>																											
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性貯水槽の整備</li> </ul>																											
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【耐震性貯水槽の整備率】</td> <td>3.7%(R1)→5.4%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>				項目	指標	【耐震性貯水槽の整備率】	3.7%(R1)→5.4%(R6)																				
項目	指標																											
【耐震性貯水槽の整備率】	3.7%(R1)→5.4%(R6)																											

## (2)広域的な消防体制の確立 ※2-3(2)再掲

(消防)

### ① 脆弱性評価

南海トラフ地震において、揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数は最大で約 640 人と想定されている。要救助者を含め被災者に対し救助・救急活動を迅速に行っていくためには、周辺の非被災自治体との連携による広域的な消防体制の強化を図る必要がある。

### ② 推進方針

- 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき広域的な消防体制の確立を図る。(消防)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 応援協定の締結
- 宮崎県消防相互応援協定
- 緊急消防援助隊

### ④ 指標

項目	指標
【新たな協定締結団体数】	0 団体(R1)→1 団体(R6)

## (3)防火対策の周知・啓発 ※1-2(3)再掲

(消防)

### ① 脆弱性評価

南海トラフ地震に伴う火災による死傷者はわずかであるが、焼失建物は最大で約 50 棟と想定されている。住宅における火災の予防や初期消火を推進するための火災報知器の設置や地震後の通電火災を防止するための感震ブレーカー設置の必要性を周知・啓発する必要がある。

### ② 推進方針

- 防火について、防災訓練や広報媒体を通じて住民への周知・啓発を行う。(消防)
- 住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進するため、市民に対する啓発活動を行う。(消防)
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を市民に啓発する。(消防)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 住宅用火災警報器の設置促進
- 感震ブレーカーの普及促進

### ④ 指標

項目	指標
【住宅用火災警報器の設置率】	80.1%(R1)→85.0%(R6)
【住宅用火災警報器の条例適合率】	70.2%(R1)→75.0%(R6)

#### (4) 地域の防災力向上 ※1-1(4)再掲

(◎消防)(危機管理課)※◎:主管課

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。

また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。

##### ② 推進方針

- ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。(消防)
- ・ 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。(危機管理課)
- ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。(危機管理課)(消防)
- ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。(危機管理課)

##### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 西都市消防団応援の店事業の推進
- ・ 防災士の養成
- ・ 救命講習の実施

##### ④ 指標

項目	指標
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)
【防災士数】	178 人(R1)→250 人(R6)
【救命講習受講者数】	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
【人口千人当たりの消防団員数】	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
【防災訓練の実施回数】	235 回(R1)→240 回(R6)

#### (5) 地区防災計画の策定 ※1-1(5)再掲

(危機管理課)

##### ① 脆弱性評価

大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めしていく必要がある。

※平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。

##### ② 推進方針

- ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 地区防災計画の策定支援

④ 指標

項目	指標
【地区防災計画策定地区数】	0 地区(R1)→6 地区(R6)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない																																																														
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 沿道の建物崩壊による閉塞																																																														
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 建物被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th colspan="2">液状化</th> <th colspan="2">揺れ</th> <th colspan="2">急傾斜地崩壊</th> </tr> <tr> <th>全壊(棟)</th> <th>半壊(棟)</th> <th>全壊(棟)</th> <th>半壊(棟)</th> <th>全壊(棟)</th> <th>半壊(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 190</td> <td>約 960</td> <td>約 2,800</td> <td>約 2,800</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 190</td> <td>約 960</td> <td>約 2,700</td> <td>約 2,800</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th colspan="2">津波</th> <th>火災</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>全壊(棟)</th> <th>半壊(棟)</th> <th>焼失(棟)</th> <th>全壊・焼失(棟)</th> <th>半壊(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 50</td> <td>約 3,000</td> <td>約 3,800</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 40</td> <td>約 2,900</td> <td>約 3,800</td> </tr> </tbody> </table>							シナリオ	季節・時間	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		全壊(棟)	半壊(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	想定ケース①	冬 18 時	約 190	約 960	約 2,800	約 2,800	約 10	約 20	想定ケース②	冬 18 時	約 190	約 960	約 2,700	約 2,800	約 10	約 20	シナリオ	季節・時間	津波		火災	合計		全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)	全壊・焼失(棟)	半壊(棟)	想定ケース①	冬 18 時	—	—	約 50	約 3,000	約 3,800	想定ケース②	冬 18 時	—	—	約 40	約 2,900	約 3,800
シナリオ	季節・時間	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊																																																									
		全壊(棟)	半壊(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)																																																								
想定ケース①	冬 18 時	約 190	約 960	約 2,800	約 2,800	約 10	約 20																																																								
想定ケース②	冬 18 時	約 190	約 960	約 2,700	約 2,800	約 10	約 20																																																								
シナリオ	季節・時間	津波		火災	合計																																																										
		全壊(棟)	半壊(棟)	焼失(棟)	全壊・焼失(棟)	半壊(棟)																																																									
想定ケース①	冬 18 時	—	—	約 50	約 3,000	約 3,800																																																									
想定ケース②	冬 18 時	—	—	約 40	約 2,900	約 3,800																																																									
<p>一:わずか</p> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>																																																															
(1)安全な避難路の確保																																																															
(建築住宅課)																																																															
<p>① 脆弱性評価</p> <p>大地震発生時においては、建築物やブロック塀の倒壊や瓦礫の流出などにより通行障害を引き起こすことが想定される。そのため、避難路や緊急輸送道路に指定されている路線については、沿道建築物の耐震化を促進していく必要がある。また、平成 30(2018)年大阪府北部地震を踏まえ、ブロック塀の倒壊による被害の発生を防ぐため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却をあわせて促進していく必要がある。</p>																																																															
<p>② 推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿道建築物やブロック塀等の倒壊や瓦礫の流出による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を促す。(建築住宅課)</li> <li>危険ブロック塀等の除却を促進するため住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(建築住宅課)</li> </ul>																																																															
<p>③ 主な施策・事業(令和元年時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) (危険ブロック塀等除却促進事業)</li> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) (住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震化促進事業))</li> </ul>																																																															

④ 指標

項目	指標
【危険ブロック塀等除却数】	0 件(R1)→80 件(R6)

(2)住宅の耐震化の周知・啓発 ※1-1(3)再掲

(建築住宅課)

① 脆弱性評価

南海トラフ地震に伴う建物倒壊による死者は最大で約 150 人と想定されていることから耐震の必要性※について市民へ啓発活動を行っていくとともに、各種支援制度の周知を図っていく必要がある。

※政府の設定目標(令和 2(2020)年末)は 95.0%であるのに対し、県内の住宅耐震化率は平成 26 (2014)年度末で 77.0%。

② 推進方針

- ・ 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。(建築住宅課)
- ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知など、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。(建築住宅課)
- ・ 住宅の耐震化を促進するため住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(建築住宅課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震化促進事業)）

④ 指標

項目	指標
【住宅の耐震化率】	74.8%(R1)→85.0%(R6)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない						
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生						
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:地域防災計画、p284)            霧島山の火山噴火に伴う降灰 20cm未満(出典:霧島山火山防災マップ)            土砂災害危険箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td><td>218 区域</td></tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td><td>178 区域</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	土砂災害警戒区域	218 区域	土砂災害特別警戒区域	178 区域
項目	指標						
土砂災害警戒区域	218 区域						
土砂災害特別警戒区域	178 区域						
(1)土砂災害対策 ※1-4(1)再掲							
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課							
① 脆弱性評価	<p>火山災害に関しては、霧島山の噴火に伴う降灰の影響が想定される。</p> <p>また、土砂災害に関しては、土砂災害危険箇所に対して、土砂災害警戒区域(土石流)82 区域、土砂災害警戒区域(急傾斜)136 区域、土砂災害特別警戒区域(土石流)45 区域、土砂災害特別警戒区域(急傾斜)133 区域となっている。このような土砂災害危険の恐れのある区域については区域指定後速やかに土砂災害の防止に向けた対策を実施していく必要がある。</p>						
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止施設による土砂災害対策を行う。(建設課)(宮崎県)</li> </ul>						
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・安全交付金</li> <li>県単補助治山事業(自然災害防止治山事業)</li> <li>県単補助治山事業(県単集落防災事業)</li> <li>辺地債道路改良事業</li> <li>地方創生道整備推進交付金事業</li> <li>森林環境保全整備事業(林業生産基盤整備道改良事業)</li> <li>森林環境保全整備事業(森林資源循環利用林道整備事業)</li> <li>社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) (征矢抜地区(急傾斜)の整備)</li> <li>農山漁村地域整備交付金事業</li> <li>治山事業(補助)</li> </ul>						
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【征矢抜地区(急傾斜)の整備】</td><td>未整備(R1)→整備(R4)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【征矢抜地区(急傾斜)の整備】	未整備(R1)→整備(R4)		
項目	指標						
【征矢抜地区(急傾斜)の整備】	未整備(R1)→整備(R4)						

## (2)防災マップの策定・周知 ※1-3(3)再掲

(◎危機管理課)(建設課)(農林課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

災害発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合、市民に対し迅速かつ的確な情報伝達を図るために、防災マップやため池ハザードマップを活用した災害危険箇所や適切な避難先、避難手段等の周知を行っていく必要がある。また、作成した防災マップ等について定期的な更新を行う必要がある。

### ② 推進方針

- 市民等への防災マップの周知を徹底するとともに、定期的な防災マップ※の見直しと、その内容の充実を図る。(危機管理課)(建設課)  
※防災マップとして、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップをまとめている。
- 市民等へのため池ハザードマップの周知を徹底するとともに、定期的な見直しを図る。(農林課)(危機管理課)
- 市民等への山地災害危険地区の周知を図るとともに、県と連携して適切に見直しを行う。(危機管理課)

### ③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 防災マップの見直し  
※現在の防災マップは、平成28(2016)年7月に作成
- ため池ハザードマップの見直し  
※現在のため池ハザードマップは、平成27(2015)年3月作成

### ④ 指標

項目	指標
【防災マップの見直し】	実施済(R1)
【ため池決壊時の浸水想定区域の公表】	31箇所(R3)

## (3)避難行動要支援者等への対応 ※1-3(4)再掲

(◎福祉事務所)(危機管理課)※◎:主管課

### ① 脆弱性評価

災害時に一般の人と同じように避難行動を行うことができない避難行動要支援者については、地域主体による避難支援体制を確保するため、あらかじめ名簿情報を整備しておく必要がある。

本市の浸水想定区域内における要配慮者利用施設としては、老人福祉施設等12施設、認定こども園3施設、保育所等9施設、医療機関8施設が指定されている。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設としては、学校等6施設が指定されている。これらの施設については、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、水害に備えた対応が必要である。

### ② 推進方針

- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、西都市個人情報保護条例及び要支援者本人の同意に基づき実施する。(福祉事務所)
- 避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する。(福祉事務所)
- 要配慮者利用施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促す。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

④ 指標

項目	指標
【避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供】	実施(R2)
【要配慮者利用施設における避難確保計画の策定】	12 施設(R1)→38 施設(R6)

(4)多様な伝達手段の活用 ※1-3(5)再掲

(危機管理課)

① 脆弱性評価

災害等※の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。

※国民保護事案も含む。

② 推進方針

- 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。(危機管理課)
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。(危機管理課)
- 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 防災情報メールや緊急速報メールの配信

④ 指標

項目	指標
【防災・防犯メールの登録者数】	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
【被害想定等】	【被害想定等】 ・有害物質の拡散、流出に伴う市街地の環境汚染、市民の健康被害が発生する
(1)有害物質の飛散・流出防止対策	
(◎生活環境課)(消防)※◎:主管課	
① 脆弱性評価 大規模災害に伴う工場等の損壊による有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、あらかじめ関係機関との連携による対策を講じておく必要がある。	
② 推進方針 ・ 工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める。(生活環境課)(消防)	

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない				
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5 農地・森林等の被害による地域の荒廃				
【被害想定等】	【被害想定等】 ・農地、森林の管理不足により被害が拡大する				
(1) 農業用施設等の耐震化・長寿命化					
(農林課)					
① 脆弱性評価	農業用施設・営農飲食施設の劣化や損壊により、大規模災害時にさらなる被害を拡大させないため、農業用施設等の耐震化・長寿命化を促進していく必要がある。				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用施設等の耐震化・長寿命化を図る。(農林課)</li> </ul>				
③ 主な施策・事業(令和3年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村地域防災減災事業</li> <li>農業水路等長寿命化防災減災事業</li> <li>辺地債事業</li> <li>農村整備事業</li> </ul>				
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【ため池の耐震化】</td> <td>0箇所(R1)→1箇所(R6)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	【ため池の耐震化】	0箇所(R1)→1箇所(R6)
項目	指標				
【ため池の耐震化】	0箇所(R1)→1箇所(R6)				
(2) 農地・森林機能の維持・向上					
(農林課)					
① 脆弱性評価	農地は、国土の保全、水源涵養などの多面的機能を有しているが、近年の過疎化、高齢化、混住化の進行に伴い地域の共同活動に支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、森林の適正管理を行うことで、本来森林が持つ水源涵養機能や、災害防止機能などの多面的機能を発揮し、表土崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の多面的機能を発揮させるため、地域の共同活動に係る支援を行う。(農林課)</li> <li>造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図る。(農林課)</li> <li>農地が有する国土保全機能を維持させるため、農地の荒廃を防止するため、有害鳥獣からの被害を防止する。(農林課)</li> </ul>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農山漁村振興交付金事業</li> <li>農山漁村地域整備交付金事業</li> <li>多面的機能支払交付金事業</li> </ul>				

- ・中山間地域等直接支払制度
- ・造林、間伐等による森林整備
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業
- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

④ 指標

項目	指標
【再造林面積】	40ha(R1)→45ha(R6)
【有害鳥獣駆除の実施隊の員数】	106人(R1)→100人(R6)
【農地の適切な管理(多面的機能加入面積)】	160,894a(R1)→160,000a(R6)

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する															
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態															
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 災害廃棄物等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th colspan="3">産業廃棄物(万トン)</th> </tr> <tr> <th>産業 廃棄物</th> <th>津波 堆積物</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>約 40</td> <td></td> <td>約 40</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>約 40</td> <td></td> <td>約 40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	産業廃棄物(万トン)			産業 廃棄物	津波 堆積物	計	想定ケース①	約 40		約 40	想定ケース②	約 40		約 40
シナリオ	産業廃棄物(万トン)															
	産業 廃棄物	津波 堆積物	計													
想定ケース①	約 40		約 40													
想定ケース②	約 40		約 40													
(1)災害廃棄物処理実施計画に基づく訓練の実施																
(生活環境課)																
① 脆弱性評価	大規模災害時における災害廃棄物を迅速・安全かつ衛生的に処理することを目的とした災害廃棄物処理計画を策定し、その処理の実効性を高めるための訓練を実施していく必要がある。															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理実施計画をより現状に適するように見直す。(生活環境課)</li> </ul>															
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理実施計画の策定</li> <li>災害廃棄物処理行動計画の策定</li> <li>災害廃棄物処理訓練の実施</li> </ul>															
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【災害廃棄物処理訓練の実施】</td> <td>0 回(R1)→1 回(R6)</td> </tr> <tr> <td>【災害廃棄物処理実施計画の策定】</td> <td>見直し(R6)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	【災害廃棄物処理訓練の実施】	0 回(R1)→1 回(R6)	【災害廃棄物処理実施計画の策定】	見直し(R6)									
項目	指標															
【災害廃棄物処理訓練の実施】	0 回(R1)→1 回(R6)															
【災害廃棄物処理実施計画の策定】	見直し(R6)															
(2)災害廃棄物仮置き場の確保																
(生活環境課)																
① 脆弱性評価	南海トラフ地震に伴い発生する災害廃棄物は概ね 40 万トンと想定されている。大規模災害時においては、大量の災害廃棄物が発生することを念頭に置き、災害廃棄物の仮置き場を適切に維持する必要がある。															
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の発生に備え、仮置き場を維持する。(生活環境課)</li> </ul>															

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

—

④ 指標

項目	指標
【仮置き場の箇所数】	1 箇所(R1)→1 箇所(R6)

(3)一般廃棄物処理業者等との協定締結

(生活環境課)

① 脆弱性評価

大規模災害時には、災害廃棄物の大量発生が想定されることから、一般廃棄物処理業者等との協定を締結するなど、災害発生時の廃棄物処理の実効性を高めておく必要がある。

② 推進方針

- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進める。(生活環境課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- 災害廃棄物の処理に係る協定の締結

④ 指標

項目	指標
【一般廃棄物処理業者等との協定締結数】	0 件(R1)→2 件(R6)

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する						
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2 復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態						
【被害想定等】	【被害想定等】[その他想定] ・人材不足により、復興が大幅に遅れる事態が生じる						
(1)就業環境の改善							
(◎建設課)(宮崎県)※◎:主管課							
① 脆弱性評価	公共事業の担い手である建設業では、若年入職者の減少、労働者の高齢化の進展など担い手不足が懸念されている。これにより、復興活動が大幅に遅れる恐れがあることから、建設業における担い手確保に向けた就業環境の改善を図る必要がある。						
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図る。(建設課)(宮崎県)</li> </ul>						
(2)ボランティア等との連携強化							
(◎福祉事務所)(危機管理課)※◎:主管課							
① 脆弱性評価	大規模災害時において、災害復旧、復興の支援を行うボランティアやNPOを円滑に受け入れるため、あらかじめ、社会福祉協議会等との連携体制を確立しておく必要がある。						
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時におけるボランティアやNPOの受入体制を整備する。(福祉事務所)(危機管理課)</li> </ul>						
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルの策定</li> <li>社会福祉協議会との協定締結</li> </ul>						
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルの策定】</td><td>見直し(R2)</td></tr> <tr> <td>【社会福祉協議会との協定締結】</td><td>締結(R2)</td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルの策定】	見直し(R2)	【社会福祉協議会との協定締結】	締結(R2)
項目	指標						
【災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルの策定】	見直し(R2)						
【社会福祉協議会との協定締結】	締結(R2)						
(3)広域応援体制の構築 ※3-2(7)再掲							
(◎危機管理課)(総務課)※◎:主管課							
① 脆弱性評価	災害対応を迅速に行っていくためには、周辺自治体との連携による広域的な応援体制の強化を図る必要がある。						
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設及び設備の充実を図る。(危機管理課)(総務課)</li> </ul>						

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 応援協定の締結

④ 指標

項目	指標
【新たな応援協定団体数】	必要に応じ隨時

(4)地域の防犯・事故防止能力向上 ※3-1(1)再掲

(◎生活環境課)(危機管理課)※◎:主管課

① 脆弱性評価

大規模災害時には、警察職員も被災するほか、甚大な被害のため警察による治安維持及び事故防止に係る職務遂行が困難となることから、市民自らが地域の安全を保持する必要がある。

② 推進方針

- ・ 地域安全、交通安全、自主防災、各組織等の災害時に備えた体制整備、活動支援及び知識の普及啓発を行う。(生活環境課)(危機管理課)
- ・ 市民への意識及び知識の向上等危機対応能力醸成に向けた取組を実施する。(生活環境課)(危機管理課)

③ 主な施策・事業(令和元年時点)

- ・ 交通安全対策事業
- ・ 地域安全対策事業
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 防災士の養成

④ 指標

項目	指標
【交通安全関係団体等への災害時対応研修】	0 回(R1)→3 回(R6)
【地域安全関係団体等への災害時対応研修】	0 回(R1)→3 回(R6)
【自主防災組織率】	58.0%(R1)→70.0%(R6)
【防災士数】	178 人(R1)→250 人(R6)

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する														
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態														
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 建物被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">季節・時間</th> <th colspan="2">液状化</th> </tr> <tr> <th>全壊 (棟)</th> <th>半壊 (棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 190</td> <td>約 960</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>冬 18 時</td> <td>約 190</td> <td>約 960</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	季節・時間	液状化		全壊 (棟)	半壊 (棟)	想定ケース①	冬 18 時	約 190	約 960	想定ケース②	冬 18 時	約 190	約 960
シナリオ	季節・時間			液状化											
		全壊 (棟)	半壊 (棟)												
想定ケース①	冬 18 時	約 190	約 960												
想定ケース②	冬 18 時	約 190	約 960												
(1)河川改修等による災害対策 ※1-3(1)再掲	(◎建設課)(農林課)(宮崎県)※◎:主管課														
① 脆弱性評価	<p>本市は、過去において台風及び集中豪雨による多くの災害を記録し、その都度多大な被害をこうむってきた。近年では平成 17(2005)年 9 月 5~6 日にかけて襲来した台風 14 号により一ツ瀬川、三財川、三納川周辺の市街地、田畠が浸水し多数の被害が発生している。また、庄手 2 号ため池は平成 30(2018)年 9 月 29 ~30 日にかけての台風 24 号の影響により、堤体が決壊し、市街地の一部が浸水する被害を出しており、今後は、洪水等による浸水被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携した河川整備や排水対策の継続的な推進が必要である。</p>														
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害の軽減に向けて、関係機関とともに一ツ瀬川の河川整備やため池整備、排水対策等を継続的に推進する。(建設課)(農林課)(宮崎県)</li> </ul>														
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村地域防災減災事業</li> <li>・ 農業水路等長寿命化防災減災事業</li> </ul>														
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【ため池の耐震化】 【一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)】 【三財川の改修(堤防補強・河道掘削)】</td> <td> <p>0 箇所(R1)→1 箇所(R6)  <math>L=145m, V=37,200m^3</math>(R1)  →整備推進(R6)</p> <p><math>L=1,240m, V=67,000m^3</math>(R1)  →整備推進(R6)</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	指標	【ため池の耐震化】 【一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)】 【三財川の改修(堤防補強・河道掘削)】	<p>0 箇所(R1)→1 箇所(R6)  <math>L=145m, V=37,200m^3</math>(R1)  →整備推進(R6)</p> <p><math>L=1,240m, V=67,000m^3</math>(R1)  →整備推進(R6)</p>										
項目	指標														
【ため池の耐震化】 【一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)】 【三財川の改修(堤防補強・河道掘削)】	<p>0 箇所(R1)→1 箇所(R6)  <math>L=145m, V=37,200m^3</math>(R1)  →整備推進(R6)</p> <p><math>L=1,240m, V=67,000m^3</math>(R1)  →整備推進(R6)</p>														

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する																		
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失																		
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 文化財</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th rowspan="2">総数 (施設)</th> <th colspan="3">要因別内訳(施設)</th> </tr> <tr> <th>揺れ</th> <th>火災</th> <th>津波浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定ケース①</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>想定ケース②</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	総数 (施設)	要因別内訳(施設)			揺れ	火災	津波浸水	想定ケース①	1	1	0	0	想定ケース②	1	1	0	0
シナリオ	総数 (施設)			要因別内訳(施設)															
		揺れ	火災	津波浸水															
想定ケース①	1	1	0	0															
想定ケース②	1	1	0	0															
(1)文化財の耐震化																			
(社会教育課)																			
① 脆弱性評価	<p>大規模災害時においても貴重な文化資源を揺れや火災等から守るため、文化財の転倒防止や消防設備の設置、建物の耐震改修等、各種の耐震化を推進する必要がある。</p>																		
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種指定を受けている文化財について、転倒防止などの耐震化を進める。(社会教育課)</li> </ul>																		
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種文化財の耐震化</li> </ul>																		
(2)文化遺産のアーカイブ化																			
(社会教育課)																			
① 脆弱性評価	<p>南海トラフ地震等の大規模災害により文化遺産の損壊が想定される。このような文化遺産については後世まで継承すべき貴重な資源であることから、アーカイブ化等により記録・保存し資産自体の被災・消失リスクを回避しておくことも必要である。</p>																		
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の有形無形の文化財の現況を写真・映像等として記録し、アーカイブ化を進める。(社会教育課)</li> </ul>																		
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各奉納行事等を活用した記録・撮影</li> </ul>																		

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する																																							
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態																																							
【被害想定等】	<p>【被害想定等】(出典:宮崎県地震・津波及び被害の想定について)  [南海トラフ地震に伴う被害想定] 避難者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シナリオ</th> <th colspan="3">被災 1 日後</th> <th colspan="3">被災 1 週間後</th> <th colspan="3">被災 1 ヶ月後</th> </tr> <tr> <th>避難者 (約 人)</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> <th>避難者 (約 人)</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> <th>避難者 (約 人)</th> <th>避難所</th> <th>避難所外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定 ケース①</td><td>9,200</td><td>5,500</td><td>3,700</td><td>13,000</td><td>6,700</td><td>6,700</td><td>14,000</td><td>4,300</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td>想定 ケース②</td><td>8,900</td><td>5,400</td><td>3,600</td><td>13,000</td><td>6,600</td><td>6,600</td><td>14,000</td><td>4,200</td><td>9,900</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 想定ケース:①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース</p>	シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後			避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	想定 ケース①	9,200	5,500	3,700	13,000	6,700	6,700	14,000	4,300	10,000	想定 ケース②	8,900	5,400	3,600	13,000	6,600	6,600	14,000	4,200	9,900
シナリオ	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後																																	
	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外	避難者 (約 人)	避難所	避難所外																															
想定 ケース①	9,200	5,500	3,700	13,000	6,700	6,700	14,000	4,300	10,000																															
想定 ケース②	8,900	5,400	3,600	13,000	6,600	6,600	14,000	4,200	9,900																															
(1)地籍調査の実施																																								
(農林課)																																								
① 脆弱性評価																																								
災害復旧を迅速に行うには、複雑な土地の権利関係をあらかじめ明確にするため、現地復元性のある地図を整備する等、地籍調査を推進する必要がある。																																								
② 推進方針																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害後の円滑な復旧復興を確保するため、土地境界等を明確にしておくための地籍調査を進める。(税務課)</li> </ul>																																								
③ 主な施策・事業(令和元年時点)																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査の実施</li> </ul>																																								
④ 指標																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【地籍調査進捗率】</td> <td>13.0%(R1)→15.7%(R6)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	指標	【地籍調査進捗率】	13.0%(R1)→15.7%(R6)																																			
項目	指標																																							
【地籍調査進捗率】	13.0%(R1)→15.7%(R6)																																							
(2)災害対策用地の確保																																								
(財政課)																																								
① 脆弱性評価																																								
大規模災害時においては、災害フェーズの推移に伴い、避難、物資集積、廃棄物処理、仮設住宅等々の形で用地確保が必要となる。そのため、あらかじめ必要となる用地の想定及び確保、運用が必要となる。																																								
② 推進方針																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。(財政課)</li> </ul>																																								
③ 主な施策・事業(令和元年時点)																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策用地の確保</li> </ul>																																								

④ 指標

項目	指標
【災害対策用地の確保数】	27 箇所(R1)→39 箇所(R6)

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する				
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響				
【被害想定等】	【被害想定等】 ・直接的被害が軽い地域であっても、風評被害による経済的影響を受ける				
(1)風評被害払拭に係る情報発信					
(総合政策課)					
① 脆弱性評価	大規模災害時における誤認識や消費者等の過剰反応、安全性に伴う不安等による風評被害を防ぐため、災害時の広報のあり方を検討しておく必要がある。				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する。</li> </ul> <p>(総合政策課)</p>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>風評被害払拭のための広報手法の検討</li> </ul>				
(2)事業所 BCP の策定 ※5-1(2)再掲					
(商工観光課)					
① 脆弱性評価	宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、生産・サービス低下による影響は宮崎県全体で最大約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所業務継続計画(BCP)の策定を促進することが必要である。				
② 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>西都商工会議所等と連携して、事業所 BCP の策定を促進する。(商工観光課)</li> </ul>				
③ 主な施策・事業(令和元年時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所 BCP の策定促進</li> </ul>				
④ 指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【BCP を策定している事業所数】</td> <td>0 社(R1)→8 社(R6)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	【BCP を策定している事業所数】	0 社(R1)→8 社(R6)
項目	指標				
【BCP を策定している事業所数】	0 社(R1)→8 社(R6)				

